

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
18
10
1
2
3
4
5

始

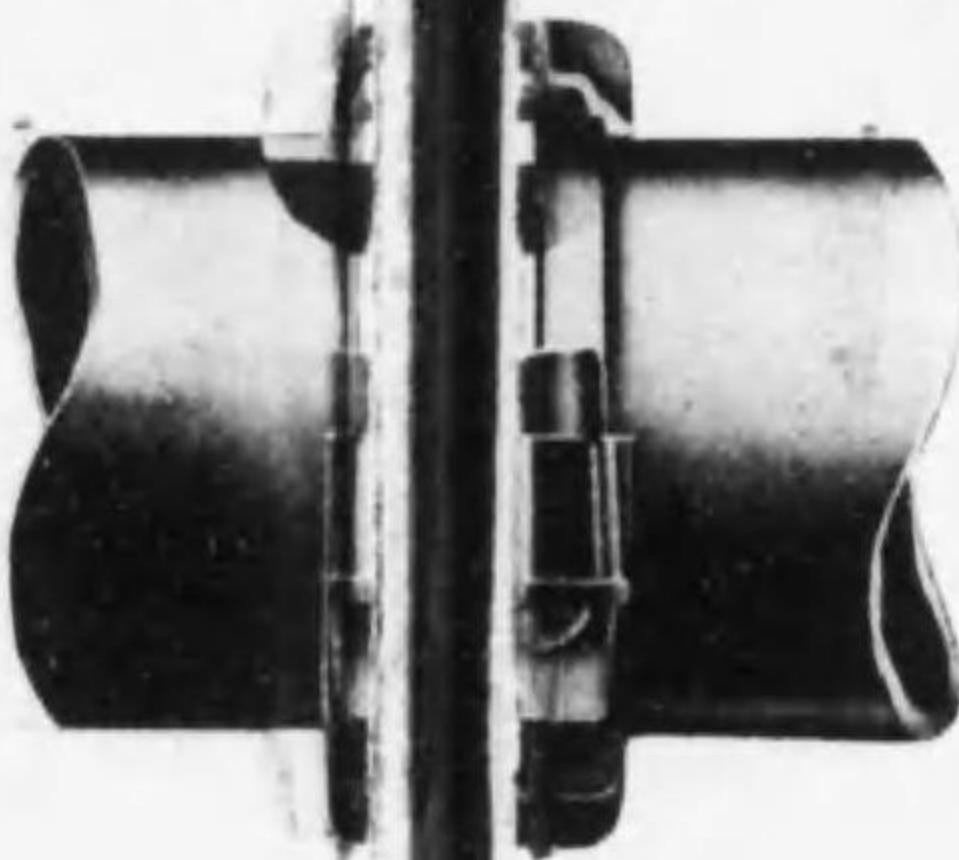


珍袖
覽要叢事斯

卷五三九一

許特產國

トンイヨジクハリトクイヴ



- 一、漏洩絶無
- 一、屈撓自在
- 一、鐵管費輕減
- 一、布設迅速
- 一、暗所水中に
得ても作業し
- 一、伸縮管不要
- 一、橋梁其他震
場所に最適

社會式株クツリトクイヴ本日

號二三七ルビ

上海内ノ丸京東

御採用先

各所瓦斯會社、水道
鐵山、石油會社其他

特256
402

珍袖
瓦斯事業要覽

日本瓦斯技術協會編纂

發行所書籍本

東京

瓦斯の世界社發兌



瓦斯事業法令集目次

△瓦斯事業法	一
△瓦斯事業法施行期日ノ件	九
△瓦斯事業法施行期日ノ件	九
△瓦斯事業法施行令	一〇
△瓦斯事業法施行規則	一一
△瓦斯事業法施行規則第二十八條第三項ノ規定ニ依ル告示	一二
△瓦斯事業法施行規則第二十九條ノ規定ニ依ル告示	一二
△瓦斯事業法制定ノ理由及其ノ施行事務ノ所管	一二
△瓦斯事業委員會官制	一二
△瓦斯事業委員會議事規則	一二
△瓦斯事業法實施ニ關スル件	一五
△瓦斯事業關係法令中地方長官ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル件	一六
△瓦斯事業法ト府縣令等トノ關係ニ關スル件	一七

- △瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル銓衡ニ關スル件.....六八
 △瓦斯事業主任技術者免狀交付申請ニ關スル件.....六九
 △瓦斯事業經營許可申請書通達ニ際シ副申ニ關スル件.....七〇
 △瓦斯事業者ノ供給區域ニ關スル件.....七一
 △瓦斯事業法施行規則中改正ニ關スル件.....七二
 △瓦斯工作物ニ因ル災害報告ニ關スル件.....七三
 △瓦斯料金單位換算ニ關スル件.....七四
 △瓦斯盜用取締ニ關スル件.....七五
 △瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル
 免狀交付申請ノ件(昭和二十年四月一日工第二、九九三號工務局長通牒).....七六
 △瓦斯事業主任技術者免許交付申請ニ關スル件.....七七
 △瓦斯料金變更認可ニ關スル件.....七八
 △商工省告示第三十五號壓力成分熱量測定場所.....七八
 △商工省告示第三十六號熱量販賣ト裝置及熱值算出.....七八
 △瓦斯事業法施行規則第三十三條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル件.....七九
 △瓦斯事業法施行規則第五十條ニ基ク届出ニ關スル件.....八〇
 △瓦斯事業主任技術者ノ選任ニ關スル件.....八一
 △瓦斯盜用取締ニ關スル件.....八二
 △瓦斯事業ノ監督ニ關スル件.....八三
 △瓦斯タンクヲ家屋ト認メル哉.....八四
 △瓦斯主任技術者檢定試驗心得.....八五
 △瓦斯主任技術者詮衡試驗問題集.....八九
 △道路法(大正八年四月十一日法律第五八號).....一〇〇
 △道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ
 關スル件(大正八年十一月四日勅令第四六一號).....一一一
 △道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ關スル
 申請手數(大正九年六月十六日內務省令第一五號).....一一四
 △道路及其ノ附屬物ノ占用ノ許可又ハ承認ニ關

スル件(大正九年七月一日)	一一五
△特別稅廢止ニ關スル件(明治四十四年七月廿七日東京市長第ニ附スル若槻大藏次官通牒)	一一七
△道路占用ニ關スル件(大正九年五月二十六日東京府知事移牒)	一一八
△道路占用ニ關スル件(大正九年六月二十九日東京市長第ニ附スル若槢大藏次官通牒)	一一九
△警視廳達(瓦斯管理設工事ニ關スル命令書)	一二〇
△交通取締規則抜萃警視廳令第五號	一二一
△道路占用工事施行ニ關スル協定事項抜萃	一二三
△電氣事業法抜萃	一二四
△電氣事業法施行規則抜萃	一二五
△市街地建築物法施行規則抜萃	一二六
△都市計畫法	一二七
△市街地建築物法	一二八
△度量衡法	一二九
△度量衡法施行令	一二三
△度量衡器又ハ計量器比較検査手數料	一二四

附 錄

△瓦斯事業ト顧客應對ノ心得 一八七

瓦斯の世界社長 豊島愛明

△メートル檢針係員ノ心得 一七八

△上手ナ瓦斯代集金心得 一九〇

△導管工事心得 一九二

△瓦斯ノ取付工事心得 一九四

瓦斯事業法

(大正十三年四月十日公布(1)ハ昭和六、三、二七日公布)
(法律第四六號 法律第一號 ナ以テ改正)

第一條 本法ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ一般ノ需用ニ應シ導管ニ依リテ瓦斯ヲ供給スル事業ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ瓦斯工作物ト稱スルハ瓦斯發生裝置、瓦斯精製裝置、瓦斯澗、導管其ノ他瓦斯供給ノ爲施設スル工作物ニシテ瓦斯事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

第三條 瓦斯事業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 瓦斯事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請シ且其ノ事業ヲ開始スヘシ

主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

瓦斯事業者前二項ノ期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請セス又ハ事業ヲ開始セサルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ工事ヲ施行シ又ハ瓦斯工作物ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 瓦斯事業者ハ河川、溝渠、道路、橋梁、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラルル土地ニ導管ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ管理者正當ノ事由ナクシテ前項ノ許可ヲ拒ミタルトキハ主務大臣ハ瓦斯事業者ノ申請ニ依リ前項ニ規定スル使用ヲ許可スルコトヲ得
前二項ノ場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムヘシ
第三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ附屬物並道路法第七條ノ規定ニ依リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シテ之ヲ適用セス

第七條 瓦斯事業者ハ必要アルトキハ導管ノ施設ニ關ルス調査、測量若ハ工事ノ爲他人ノ土地ニ立入り又ハ現在ノ使用方法ヲ妨ケサル限度ニ於テ他人ノ土地ニ導管ヲ施設スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ瓦斯事業者他人ノ土地ニ立入り又ハ導管ヲ施設セムトスル場合ニ於テ其所有者及占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ使用ノ範囲ヲ定メ豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケシヘシ

瓦斯事業者前項ノ許可ヲ受ケタル後他人ノ土地ニ立入り又ハ導管ヲ施設セムトスルトキハ少クトモ五日前ニ其ノ旨土地ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ導管ヲ施設シタル場合ニ於テ其ノ土地ノ所有者又ハ占有者ハ其ノ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲メ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ瓦斯事業者ニ對シ導管ノ位置ノ變更其ノ他土地ノ使用ニ對スル障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ請求スルコトヲ得
前項ノ施設ニ要スル費用ハ瓦斯事業者ノ負擔トス但シ瓦斯事業者前項ノ施設ヲ爲シタル後前項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル土地ノ所有者又ハ占有者カ正當ノ事由ナクシテ其ノ土地ノ使用法ノ豫定ノ變更ヲ爲ササルトキハ其ノ者ノ負擔トス

第九條 瓦斯事業者ハ瓦斯工作物ノ修理又ハ検査ノ爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ工作物ヲ施設シタル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テハ占有者ノ意ニ反シテ邸宅又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得ス

第十條 第七條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生シタル損失ハ瓦斯事業者之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ行政官廳之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政官廳ハ必要アリト認ムトルキハ瓦斯事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充ツヘキ
金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第十一條 瓦斯工作物相互間及瓦斯工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障
害ヲ防止スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ爲ス工事ニ關スル費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ命令ヲ以テ定
ムルモノノ外當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能
ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

第十二條 瓦斯料金其ノ他命令ヲ以テ定ムル瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ハ主
務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(1) 前項ノ規定ニ依リ瓦斯料金ノ設定又ハ變更ノ認可申請アリタルトキハ主務大
臣ハ關係市町村ノ意見ヲ徵スヘシ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ瓦斯料金其ノ他瓦斯供給條件ニ關
シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

(1) 第十二條ノ二 瓦斯事業ヲ營ム會社其ノ資本ヲ増加セントスルトキハ命令ノ定
ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(1) 第十二條ノ三 瓦斯事業ヲ營ム會社瓦斯事業以外ノ事業ヲ營マントスルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ命令ノ定ムル限度ヲ超エ同

一會社ノ株券若ハ債券ヲ所有シ又ハ同一人ニ對シ資金ノ貸付ヲ爲サントスル
トキ亦同シ

(1) 第十二條ノ四 前二條ノ規定ハ瓦斯事業ヲ營ム會社ニシテ瓦斯事業以外ノ事業
ヲ主タル業務トスルモノニハ之ヲ適用セス

前項ノ會社ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 瓦斯ノ成分、壓力、光力及熱量並瓦斯工作物ニ關スル事項ハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

第十四條 瓦斯事業者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ得ス
第十五條 瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サ
レハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ス

第十六條 瓦斯事業ノ讓渡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ瓦
斯事業ヲ營ム會社ノ合併又ハ解散亦同シ

(1) 前項ノ規定ハ第十二條ノ四ノ會社カ瓦斯事業ヲ營マサル會社ヲ合併セントス
ル場合ニハ之ヲ適用セス

第十七條 市町村カ瓦斯事業ヲ營マムトスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務
大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ瓦斯事業ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收ノ價格其ノ他買收ノ條件ニ關シ協議調ハス又ハ協議ヲ

爲スコト能ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス
前項ノ規定ニ依ル裁定申買取價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(1) 第十七條ノ二 市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ基キ市町村又ハ瓦斯事業者力相手方ニ對シ要求ヲ爲シ又ハ承認ヲ求メタル場合ニ於テ協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ニ關シテハ之ヲ適用セス

(1) 第十八條 行政官廳ハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯工作物、業務及財產ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
主務大臣ハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯工作物、業務又ハ利益ノ處分、銷却其ノ他計理ニ關シ改築、改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十九條 第一條ニ掲タルモノヲ除クノ外瓦斯ヲ供給シ又ハ使用スル事業ニ關シテハ第六條乃至第十條及第十七條ノ規定ヲ除クノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

第二十條 瓦斯事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ、行政官廳ノ命シタル事項ヲ執行セス又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルトキハ主務大臣

ハ第三條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

(1) 第二十條ノ二 瓦斯事業者其ノ供給區域ノ一部分ニ對シ久シキニ亘リ瓦斯ノ供給ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ其部分ニ付供給區域ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十一條 本法中主務大臣ノ職權ハ命令ヲ以テ之ヲ地方長官東京府ニ在リテハ警視總監ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 瓦斯工作物ノ損壊其ノ他ノ方法ヲ以テ瓦斯ノ供給ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十三條 瓦斯事業者ノ承諾ヲ得シテ濫ニ瓦斯工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケシテ爲シタル者又ハ第十二條ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 瓦斯事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十四條ノ規定ニ違反シタルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ第十八條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ

又ハ報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ其ノ他行政官廳ノ命シタル事項ヲ爲ササルトキ

第二十六條 瓦斯事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者力其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ瓦斯事業者ニ適用スヘキ罰則ハ瓦斯事業者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ依リ許可又ハ認令ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス
第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買收ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セズ

(1) 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ依リ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

瓦斯事業法施行期日ノ件 (大正十四年九月二十九日公布)

瓦斯事業法ハ大正十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

瓦斯事業法施行期日ノ件 (昭和六年七月十四日公布)

昭和六年法律第二號ハ昭和六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

瓦斯事業法施行令

(大正十四年九月二十九日公布
勅令第二九〇號
昭和六年七月四日公布
勅令第一七九號ヲ以テ改正)

- 第一条 瓦斯事業法第六條第二項ノ主務大臣ハ内務大臣及商工大臣トス
 第二條 瓦斯事業法第六條第三項ノ規定ニ依リ瓦斯事業者ノ納付スヘキ使用料
 ハ同條第一項ノ管理者之ヲ定ム
 前項ノ管理者不相當ナル使用料ヲ定メタルトキハ内務大臣及商工大臣ハ瓦斯
 事業者ノ申請ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第三條 瓦斯事業法第十七條第一項ノ規定ニ依ル瓦斯事業ノ買收ノ認可又ハ同
 條第二項ノ規定ニ依ル裁定ハ内務大臣及商工大臣ニ之ヲ申請スヘシ
 市町村カ前項ノ買收ヲ爲ス場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ當該市町村ノ管轄區域
 外ニ瓦ル瓦斯事業ニシテ引續キ經營スルコト能ハサルモノ又ハ瓦斯事業ニ附
 帯スル設備ヲ併セ買收スヘキコトヲ當該市町村ニ對シ請求スルコトヲ得
- 第四條 左ニ掲タル場合ニ於テハ商工大臣ハ内務大臣ニ協議スヘシ
 一 瓦斯事業法第三條、第十六條、第二十條又ハ第二十條ノ二ノ規定ニ依ル
 處分ヲ爲サムトスルトキ
 命令ノ定ムル所ニ依リ供給區域ノ變更ノ許可ヲ爲サムトスルトキ

- (1) 二 市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ關スル定ニ關係アル事項ニ付瓦斯事業法第

- (1) 三 市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ關スル定ニ關係アル事項ニ付瓦斯事業法第

- 四 十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ發シ若ハ認可其ノ他ノ處分ヲ爲シ、第十二條
 ノ二ノ規定ニ依ル認可ヲ爲シ又ハ十七條ノ二ノ規定ニ依ル裁定ヲ爲サン
 トスルトキ
 市町村ノ經營スル瓦斯事業ニ付瓦斯事業法第十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ
 發シ又ハ認可其ノ他ノ處分ヲ爲サムトスルトキ
 災害ノ豫防又ハ除却ノ爲瓦斯工作物ニ關シ瓦斯事業法第十三條ノ規定ニ
 基キ命令ヲ發シ又ハ之ニ基キ處分ヲ爲サムトスルトキ
 六 命令ノ定ムルトコロニ依リ瓦斯事業法第十五條ノ規定ニ依ル廢止又ハ休
 止ノ許可ヲ爲サムトスルトキ
- (1) 第五條 瓦斯事業法第十二條ノ二ノ規定ニ依ル認可申請アリタル場合ニ於テ市
 町村ト瓦斯事業者トノ間ニ資本ノ増加ニ付市町村ノ承認ヲ要スル旨ノ定アル
 トキハ商工大臣ハ當該市町村ノ意見ヲ徵スヘシ

附 則

- 本令ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 瓦斯事業者カ瓦斯事業法施行ノ際現ニ河川、溝渠、道路、橋梁、堤防其ノ他公
 共ノ用ニ供セラルル土地ノ使用ニ關シ其管理者ニ納付スル金錢ハ第二條ノ規定

ニ依ル使用料ト看做ス

(1) 附 則

本令ハ昭和六年七月十五日ヨリ施行ス

一一

瓦斯事業法施行規則

(大正十四年十月一日ハ昭和三、七、二一日商工内務省合ヲ以テ改正
商工内務省令(2)ハ昭和六、七、一四日商工内務省合ヲ以テ改正)

第一條 瓦斯事業經營ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

起業目論見書

工事設計書

工事費概算書(第一號様式)

收支概算書(第一號様式)(瓦斯事業經營ノ許可申請ト同時ニ瓦斯料金設定ノ認
可申請ヲ與ス場合ニ於テハ本書チ者略スルコトヲ得)

他ヨリ瓦斯ノ供給ヲ受ケ瓦斯事業ヲ營マムトスル者ニ在リテハ其ノ供給

者トノ契約書ノ謄本

會社發起人ニ在リテハ定款

會社ニ在リテハ其ノ會社ノ登記簿ノ謄本、定款及瓦斯事業經營ニ關スル
株主總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本並ニ財產目錄、貸借對照表
及損益計算書(一以上ノ事業ヲ営ム者ニ在リテハ財產目錄
及損益計算書ハ事業ヲ営ム者ニ之ヲ區分スヘシ)

(2) 八 組合ニ在リテハ其ノ契約書及瓦斯事業經營ニ關スル總組合員ノ同意書ノ
謄本並ニ財產目錄、貸借對照表及損益計算書

九 公共團體ニ在リテハ瓦斯經營ニ關スル其ノ議會ノ議決書ノ謄本

第二條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一三

ニ申請スヘシ

第八條 瓦斯事業者其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出
ツヘシ

第九條 瓦斯事業法第六條第二項ノ規定ニ依ル導管施設ノ工事申請書ニハ左ノ
書類ヲ添附スヘシ
一 管理者ニ提出シタル導管施設工事申請書及管理者ノ指令書ノ謄本
二 管理者ノ拒否處分ヲ不當トスル理由書

第十條 瓦斯事業法施行法第二條第二項ノ規定ニ依ル使用料變更ノ申請書ニハ
左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 管理者ノ指令書ノ謄本
二 管理者ノ定メタル使用料ヲ不相當トスル理由書
第十一條 瓦斯事業法第七條第二項ノ規定ニ依ル土地立入ノ許可ハ左ノ事項ヲ
具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ
一 立入ノ目的
二 立入ルヘキ土地ノ區域
三 立入ルヘキ時期及期間
四 所有者若ハ占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル事由

五 土地所有者及占有者ノ氏名及住所

第十二條 瓦斯事業法第七條第三項ノ規定ニ依リ土地立入ノ通知書ニハ前條第
一號乃至第三號ノ事項ヲ記載シ且許可書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十三條 瓦斯事業法第九條第二項ノ規定ニ依ル導管施設ノ許可ハ左ノ事項ヲ
具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ

一 導管ノ形狀、内徑及其ノ施設方法
導管施設ノ爲當該地域ノ選定ヲ必要トスル理由

導管施設ノ爲立入ルヘキ土地ノ區域
導管施設工事ノ着手時期及期間
土地ノ現在ノ使用方法

損失補償ノ見積金額及其ノ内訳

所有者若ハ占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル事由
前項ノ申請書ニハ導管ノ配置圖ヲ添附スヘシ

第十四條 瓦斯事業法第七條第三項ノ規定ニ依ル導管施設ノ通知書ニハ前條第
一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ記載シ且申請書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十五條 瓦斯事業法第七條又ハ第九條ノ規定ニ依リ他人ノ土地若ハ建造物ニ

立入り又ハ他人ノ土地ニ導管ヲ施設セムトスル者ハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ
前項ノ證票ハ土地又ハ建造物ノ理管者ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スシ

瓦斯事業者ハ第一項ノ證票ノ雛形ヲ豫メ所轄警察官署ニ提出スヘシ

第十六條 瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依ル導管ノ位置ノ變更其ノ他土地
使用ニ對スル障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル施設ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記
載スヘシ

一 請求ノ目的及理由

二 土地ノ現在ノ使用方法及變更スヘキ使用方法並使用方法變更ノ時期

第十七條 瓦斯事業者瓦斯事業法第八條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請
求ニ應スルヤ否ヤヲ遲滞ナク請求者ニ通知スヘシ

瓦斯事業者請求ニ應スル場合ニ於テハ瓦斯事業法第八條第二項ノ規定ニ依リ
請求者ノ負擔スヘキ費用ノ擔保トシテ 施設費見積額ニ相當スル金額ヲ其ノ施
設著手前ニ供託スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十八條 瓦斯事業者瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依リ請求セラレタル施
設ニ著手シタルトキ及之ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ請求者ニ通知
スヘシ

瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者其ノ土地ノ使用方法

ノ變更ニ著手シタルトキ及之ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ瓦斯事業
者ニ通知スヘシ

第十九條 瓦斯事業法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ
事由ヲ具シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所

二 申請ノ目的及理由

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル

期間内ニ答辯書ヲ差出サシムヘシ

指定ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ地方長官ハ申請書ノミニ依リテ裁
定ヲ得副本ノ送付ヲ爲スコト能ハサルトキ亦同シ

第二十條 裁定書ニハ理由ヲ附シ地方長官之ヲ當事者雙方ニ送付スヘシ

第二十一條 瓦斯事業法第十七條第二項及第十七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル裁
定ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(2)

第二十二條 瓦斯事業法第十二條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘキ瓦斯供給
條件左ノ如シ

一 瓦斯引用ノ工事費ノ全部又ハ一部ヲ需用者ニ負擔セシムル場合ニ於テハ
其ノ金額

二 瓦斯「メートル」其ノ他瓦斯ノ使用ニ必要ナル器具ノ貨貸料

第二十三條 瓦斯料金又ハ前條ノ瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ノ認可申請書ニ
ハ其ノ設定又ハ變更ノ計算ノ基礎ヲ明ニスヘキ書類ヲ添附スヘシ

(2) 第二十三條ノ二 瓦斯事業法第十二條ノ二ノ規定ニ依ル資本増加ノ認可ハ左ノ
事項ヲ具シ之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ

一 資本増加ヲ必要トスル理由

二 増加スヘキ資本及第一回拂込ノ金額

三 增加スヘキ資本金ノ使途ノ大要

四 資本増加ノ方法

前項ノ認可申請書ニハ資本増加後ノ收支概算書及資本ノ増加ヲ決議シタル株

主總會ノ決議錄ノ謄本ヲ添附スヘシ

(2) 第二十三條ノ三 瓦斯事業法第十二條ノ三ノ規定ニ依ル事業兼營ノ認可ハ其ノ
事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ調達ノ方法ヲ具シ之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ
前項ノ認可申請書ニハ兼營事業ノ事業計畫書及收支概算書ヲ添附スヘシ

(3) 第二十三條ノ四 瓦斯事業法第十二條ノ三ノ限度ハ瓦斯事業ヲ營ム會社ノ拂込
資本金ノ十分ノ一トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ拂込ヲ爲ササル株金額ハ之ヲ當該株券ノ價額

ニ加算シ、同一ノ會社ノ株券及債券ノ價額竝ニ其ノ會社ニ對スル資金ノ貸付

額ハ之ヲ通算ス

(2) 第二十三條ノ五 瓦斯事業法第十二條ノ三ノ規定ニ依ル同一會社ノ株券若ハ債
券ノ所有又ハ同一人ニ對スル資金ノ貸付ノ認可ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ商工大
臣ニ申請スヘシ

一 株券若ハ債券ノ種類又ハ資金ノ貸付ヲ受クル者ノ氏名若ハ名稱

二 所有スヘキ株券若ハ債券ノ總價額又ハ貸付クヘキ資金ノ總額現ニ所有スル法
價額又ハ貸付クル資金
ノ總額ヲ併記スヘシ

三 資金ノ貸付ノ條件

四 株券若ハ債券ノ所有又ハ資金ノ貸付ニ要スル資金調達ノ方法

前項ノ認可申請書ニハ當該株券ヲ若ハ債券ヲ發行スル會社又ハ資金ノ貸付ヲ
受クル者ノ業務ノ狀況及資產ノ大要ヲ知リ得ヘキ書類ヲ添附スヘシ

(2) 第二十三條ノ六 瓦斯事業法第十二條ノ四ノ會社ノ範圍ハ其ノ瓦斯事業ニ屬ス
ル固定資產ノ價額カ其ノ拂込資本金ノ五分ノ一ニ滿タル會社トス

二十四條 瓦斯ノ成分ハ左ノ制限ニ從フヘシ
一 硫化水素含有ノ反應ヲ呈セサルコト
二 硫黃含有量ハ十立方メートル中五ヶラム以下ナルコト

三 「アムモニア」含有量ハ十立方メートル中二グラム以下ナルコト

(2) 第二十五條 無臭ノ瓦斯ニハ其ノ漏洩ヲ覺知シ易カラシムル爲臭氣ヲ附スヘシ
第二十六條 瓦斯事業者ハ瓦斯ノ標準熱量ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

瓦斯事業者ハ天災、工事其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因ル場合ヲ除クノ外瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値ヲ標準熱量ヨリ下ラシムルコトヲ得ス

商工大臣ハ各事業者ニ付瓦斯ノ最低熱量及最低壓力ヲ定ム

標準熱量、最低熱量及最低壓力ハ需用者ノ瓦斯「メートル」ノ出口ヲ標準トシテ之ヲ表示ス瓦斯事業者ハ標準熱量、最低熱量及最低壓力ヲ公示スヘシ

第二十七條 天災、工事其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ前條ノ規定ニ依リ公示シタル最低熱量又ハ最低壓力ヲ維持スルコト能ハサルトキハ瓦斯事業者ハ逕滯ナク其ノ事由、區域期間及其ノ變更スル瓦斯ノ熱量又ハ壓力ヲ地方長官ニ届出ツヘシ(2)

前項ノ場合ニ於テ最低熱量又ハ最低壓力ヲ維持スルコト能ハサルコトヲ豫知シ得ルトキハ瓦斯事業者ハ豫メ之ヲ關係需用者ニ周知セシム(2)くシ

(2) 第二十八條 瓦斯事業者ハ毎週一回以上成分ノ試験ヲ、毎日一回以上壓力ノ測定ヲ行フヘシ一日二千立方メートトミ以上ノ製造能力ヲ有スル瓦斯事業者ニ在

リテハ毎日午前及午後各一回以上、一日二千立方メートル未満ノ製造能力ヲ有スル瓦斯事業者ニ在リテハ毎日一回以上熱量ノ測定ヲ行フヘシ

第一項ノ成分ノ試験及壓力ノ測定並ニ前項ノ熱量ノ測定ヲ行フヘキ場所ハ商工大臣之ヲ定ム

第二十九條 左ノ事項ハ商工大臣之ヲ告示ス

一 成分試験ノ方法及裝置ノ型式

二 壓力測定ノ方法及裝置ノ型式

三 热量測定ノ方法及裝置ノ型式

(2) 四 瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法

第三十條 水性瓦斯其ノ他間歇的瓦斯製造裝置ニハ「レリーフホールダー」其ノ他適當ナル緩衝裝置ヲ施設スヘシ

第三十一條 各瓦斯製造所ノ發生精製裝置ヨリ直接瓦斯ヲ送入スル瓦斯溜(「レリーフホールダー」ヲ除ク)ノ總容量ハ其ノ一日ノ製造能力ノ二分ノ一以上タルヘシ

(1) 商工大臣ハ瓦斯ノ供給ニ支障ナク且保安上危險ノ虞ナシト認ムルトキハ前項ノ瓦斯溜ノ總容量ニ關スル制限ニ依ラサルコトヲ許可スルコトアルヘシ

第三十二條 瓦斯溜ニハ瓦斯放出裝置ヲ施設スヘシ

第三十三條 瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜ヲ施設セムトスルトキハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ有セシムヘシ

- 一 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮ヘ四百メートル以上
- 二 皇陵、社寺、公園、學校、病院、其ノ他多衆ヲ收容スヘキ建造物ヘ百メートル以上

瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜ハ其ノ外側ヨリ前項ニ掲タル工作物及人家ヘ十メートル以上ノ距離ヲ保有スヘシ

商工大臣ハ所在地又ハ設備ノ状況ニ依リ危險度ノチシト認ムルトキハ前二項ニ定ムル距離ヲ短縮ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十四條 瓦斯製造所ニハ豫備排送裝置ヲ施設スヘシ

第三十五條 導管ニハ適當ナル區割ニ對シ瓦斯ノ供給ヲ遮断スル爲必要ナル裝置ヲ施設スヘシ

瓦斯事業者ハ瓦斯供給中火災其ノ他非常ノ場合ニ際シ危險アリト認ムルトキハ其ノ供給ヲ遮断スヘシ

第三十六條 一日五萬立方メートル以上ノ製造能力ヲ有スル瓦斯製造所ニ依リ瓦斯ノ供給ヲ受クル區域内ニ在リテハ内徑百ミリメートル以上、其ノ他ノ場合ニ在リテハ内徑五十ミリメートル以上ノ低壓導管（建物内ニ施設スルモノヲ除ク）ヲ施設シ又

ハ之ヲ變更シタル場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ其ノ配置圖導管ノ内徑及通關箇所ノ位置ヲ明示スヘシヲ添へ六月毎ニ取纏メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ（2）

第三十七條 商工大臣ハ瓦斯ノ供給ニ支障ヲ來ササル爲又ハ災害ノ豫防若ハ除却ノ爲必要アリト認ムルトキハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯溜其ノ他瓦斯工作物ニ關シ其ノ施設、變更其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

地方長官ハ危險急迫ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス保安上必要ナル處分ヲ爲スコトル得

第三十八條 瓦斯事業ノ廢止又ハ一月以上ノ休止ノ許可ハ其ノ理由、區域及休止ノ期間ヲ具シ之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ

瓦斯事業ノ一月未滿ノ休止ノ許可ハ其ノ事由、區域及期間ヲ具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ前二項ノ許可ヲ受ケタルトキハ瓦斯事業者ハ豫メ之ヲ關係需用者ニ周知セシムヘシ

天災、工事其ノ他己ムコトヲ得サル事由ニ因リ瓦斯ヲ供給スルコト能ハサル場合ニ關シテハ第二十七條ノ規定ヲ準用ス

（2）第三十九條 瓦斯事業法第十六條ノ規定ニ依ル瓦斯事業譲渡ノ許可ハ譲渡價格、譲渡ニ關シ譲受人ノ負擔スヘキ費用、時期其ノ他譲渡ニ關スル重要ナル事項ヲ具シ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

二一 讓渡契約書ノ謄本

二二 讓渡人又ハ讓受人力會社ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル株主總會ノ決議
錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル總組
合員ノ同意書ノ謄本

二三 謄受人カ會社發起人ナル場合ニ於テハ定款

二四 謄受人カ瓦斯事業者ニ非サル會社ナル場合ニ於テハ第一條第七號ニ掲ク
ル書類ヘ瓦斯事業經營ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ
謄本ヲ除ク)

二五 謄受人カ組合ナル場合ニ於テハ第一條第八號ニ掲クル書類（瓦斯事業經
營ニ關スル總組合員ノ同意書ノ謄本ヲ除ク）

二六 謄受人カ瓦斯事業ノ讓渡人又ハ讓受人カ公共團體ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル其ノ議會ノ
議決書ノ謄本

二七 謄渡價格算定ノ基礎ヲ明ニスル書類

二八 謄受ニ要スル資金調達ノ方法ヲ記載シタル書面

二九 謄受後ニ於ケル瓦斯事業ノ收支概算書

三十條 瓦斯事業ノ讓渡終了シタルトキハ逕滯ナク當事者連署ノ上之ヲ商工

大臣ニ届出ツヘシ

四十一條 瓦斯事業ヲ營ム會社ノ合併ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

四十二條 瓦斯事業ヲ營ム會社ノ解散ノ許可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ
且解散ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スヘシ

四十三條 瓦斯事業法第十七條第一項ノ規定ニ依ル瓦斯事業買收ノ認可申請
書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 買收目的ノ範圍ニ關スル調書

二 買收價格ノ算出及買收代金ノ支拂ニ關スル説明書

三 買收ニ於ケル事業計畫書及收支概算書

四 買收後ニ於ケル事業計畫書及收支概算書

四十四條 瓦斯製造所ニハ其ノ製造能力一日五千立方メートル以上ノモノニ
在リテハ甲種免狀ヲ有スル者ヲ、五千立方メートル未滿ノモノ及瓦斯供給所
ニ在リテハ甲種免狀又ハ乙種免狀ヲ有スル者ヲ主任技術者トシテ選任シ技術
ニ關スル事項ヲ擔任セシムヘシ

四十五條 甲種免狀又ハ乙種免狀ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ本人ノ申請ニ
依リ商工大臣銓衡ノ上之ヲ交付ス

甲種免狀

- 一 高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者
 二 瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

乙種免狀

- 一 工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ)又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者
 二 瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者
 第四十六條 瓦斯事業者主任技術者ヲ選任シタルトキハ履歷書ヲ添ヘ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ
 第四十七條 主任技術者缺ケタルトキハ瓦斯事業者ハ遲滯ナク其ノ後任ヲ選任スヘシ
 第四十八條 商工大臣ハ主任技術者カ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ其ノ解任ヲ命スルコトアルヘシ
 第四十九條 瓦斯事業者供給區域又ハ高壓導管ヲ通スル瓦斯ノ壓力ヲ變更セム

トスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

- 第五十條 瓦斯事業者(公共團體タル瓦斯事業者ヲ除ク)ハ毎事業年度經過後遲滯ナク財產目錄、貸借對照表、營業報告書及損益計算書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ
 (2) 前項ノ財產目錄及損益計算書ハ瓦斯事業法第十二條ノ三ノ規定ニ依リ事業兼營ノ許可ヲ受ケタル會社ニ在リテハ事業毎ニ之ヲ區分スヘシ
- 第五十一條 瓦斯事業者ハ瓦斯供給規程ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
 (2) 前項ノ供給規程中ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 瓦斯料金
 二 瓦斯引用ノ工事費ノ全部ヲ負擔セシムル場合ニ在リテハ其ノ金額、瓦斯事業者ニ於テ工事費ノ全部ヲ負擔スル場合ニ在リテハ其ノ旨
 瓦斯「メーラル」其ノ他瓦斯ノ使用ニ必要ナル器具ノ貨貸料
 五 前三號ノ外需用者ニ負擔セシムルモノアルトキハ其ノ事項及金額
 六 瓦斯器具ノ使用ニ關シ制限ヲ附スルトキハ其ノ事項
 標準熱量、最低熱量及最低壓力
 第五十二條 瓦斯事業者ハ業務ノ狀況ニ關シ報告書(第三號様式)ヲ作製シ之ヲ

商工大臣ニ提出スヘシ

第五十三條 左ノ場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ遅滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

會社成立シタルトキ
（會社ノ發記種ノ體本
及定款ヲ備附スヘシ）

會社ノ發記種ノ體本
及定款ヲ備附スヘシ

2

(2)
四三

1

(2)
五

他ヨリ瓦

タルトキ
瓦斯事業

公共團體

許可ヲ受

瓦斯ノ

10

用瓦斯」メートル

六
內修

(2) 第五十三條ノ二 瓦斯事業者瓦斯事業ノ爲ニ公債又ハ社債ヲ發行シタルトキハ其ノ總額及利率、償還期限其ノ他發行ノ條件並ニ使途ノ大要ヲヲ逕滯ナク商工大臣ニ届出ツヘシ

瓦斯引業者前項ノ公債又ノ社債ノ全部又ノ額及時期ヲ逕済ナク商工大臣ニ届出ツヘシ

第五十三條ノ三 瓦斯工作物ニ關シ災害事故ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第五十四條 瓦斯事業法、瓦斯事業法施行令
兩大項之是出本ノ書類、地方長官ノ理由

商工大臣ニ提出スル書類ノ地力長官ヲ經由
項ニ付テハ主トシテ關係ヲ有スル地ヲ管轄

關係地方長官ニ提出スヘシ
第五十五條 本則中地方長官トアルハ東京府

第十九條及第二十條ヲ除クノ外醫視總監ト
都業法第六條第二項、第十七條及第十七條

二條第二項ノ規定ニ依ル許可、認可、裁定

京府知事、瓦斯事業法第三條、第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ關シテハ東京府知事及警視總監トス(2)

第五十六條 處ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ左ス

一 第二十四條、第二十五條、第二十六條第二項、第二十八條第一項、第三十五條第二項又ハ第五十一條ノ規定ニ違反シタル者(2)

二 第三十七條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

附則

第五十七條 本則ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十八條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ許可ヲ受ケ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ第二十四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第五十九條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ六月内ニ第二十六條ノ認可ヲ申請スヘシ

第六十條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ六月間ハ第二十五條及第二十八條ノ規定ヲ適用セス

第六十一條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯工作物ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ五年内ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル期間ハ第三十條、第三十一條及

第三十三條第二項ノ規定ヲ、同法施行ノ日ヨリ六月間ハ第三十二條、第三十

四條及第三十五條第一項ノ規定ヲ適用セス

第六十二條 第五十八條及前條ノ規定ニ依ル許可申請書ハ瓦斯事業法施行後一月内ニ之ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第六十三條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ二年間第四十四條ノ規定ヲ適用セス

第六十四條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ瓦斯事業法施行後遲滞ナク左ノ事項ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

一 第二條第一號乃至第四號及第七條ニ掲タル事項

二 第五條ニ掲タル事項

瓦斯料金及第二十二條ノ瓦斯供給條件

會社ノ取締役及監査役ノ氏名
會社ノ定款ノ謄本

六七 主タル事務所以外ノ營業所又ハ事務所ノ所在地
公共團體トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定

八 瓦斯供給規定

第六十五條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ第一條第五號、第二條第五號、第六條第二號乃至第五號及第三十六條ニ掲タル書類及圖面ヲ同法

施行後遅滞ナク商工大臣ニ提出スヘシ

三四

(2) 附 則

本令ハ昭和六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ第二十六條ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ本令施行ノ日ヨリ三月間ハ第五十一条第二項ノ規定ヲ適用セス

本令施行ノ際現ニ瓦斯事業以外ノ事業ヲ營ム瓦斯事業者ハ第二十三條ノ六ノ會社ヲ除クノ外本令施行ノ日ヨリ一月内ニ其ノ兼營事業ニ要スル資金ノ總額ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

本令施行ノ際現ニ第二十三條ノ四ニ規定スル限度ヲ超エ株券若ハ債券ヲ所有シ又ハ資金ノ貸付ヲ爲ス瓦斯事業者ハ第二十三條ノ六ノ會社ヲ除クノ外本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第二十三條ノ五第一項第一號乃至第三號ニ掲タル事項ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

本令施行ノ際現ニ瓦斯事業ノ爲ニ公債又ハ社債ヲ發行スル瓦斯事業者ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第五十三條ノ二第一項ニ規定スル事項ヲ届出ツヘシ

(2) 第一圖様式

工事費概算書

項 目	金 額	備 考
製 造 所 費	四	
敷 地 費		(面積ヲ記入スルコト)
建 物 費		(主要ナル建物ノ面積及單價ヲ各別ニ記入スルコト)
發 生 裝 置 費		
精 製 装 置 費		(主要裝置ノ價額ヲ各別ニ記入スルコト)
瓦 斯 潤 費		(主要機械ノ價額ヲ各別ニ記入スルコト)
諸 機 械 費		(構内本管タール潤滑試験設備等ノ價額ヲ各別ニ記入スルコト)
其 他		

供給設備費	
導管費	
低壓管費	(本管ノ延長及工事費單價ヲ記入シ事業者ノ負担又は中間引受け料金ノ内訳ノ工事費ノ一括當年均額即ニ需用者ノ總月數ヲ記入スルコト)
高壓管費	(本管ノ延長及工事費單價ヲ記入スルコト(種別ニ記入スルコト))
瓦斯「メートル」其ノ他ノ器具費	(瓦斯「メートル」ニ付テハ箇數(及單價ヲ記入スルコト))
其ノ他	
計	

- 注意 一 二以上ノ製造所ヲ施設スル者ニ在リテハ製造所毎ニ製造所費ヲ記載シ供給所ヲ施設スル者ニ在リテハ製造所費ニ準ジ別ニ供給所費ヲ記載スベシ
 二 二以上ノ瓦斯事業ヲ營ミ又ハ瓦斯事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テ他ノ事業ト共通ナルモノアルトキハ其ノ項目ニ付テハ割當額ヲ記載シ備考欄ニ其ノ説明ヲ記入スベシ

(2) 第二號様式
收支概算書
收入ノ部

標準熱量 「瓦カロリ」

項目	数量	單價	金額	備考
瓦斯收入	立方メートル	円		
副産物收入				
骸炭	噸			(原料炭炭一噸當產出)
(コールタール)	升			(原料炭一噸當產出量)(テ記入スルコト)
其ノ他				(種類別ニ數量及金額)(テ記入スルコト)
貿易料收入				

「瓦斯メートル」	西	(一個當一月平均貲藏) (料ヲ記入スルコト)
其ノ他		
雜收入		
計		

項 目	金額	備 考
製造費	西	
給料及諸給		(技術員、職工等別 = 員數及平均月額ヲ 記入スルコト)
原 料 費		(原料炭ノ數量及單價並 = 一年間ノ瓦斯製造 量及原料炭一噸當產氣量ヲ記入スルコト)
糞堆用燃料費		(種類別 = 數量及單價ヲ記入スルコト)

修繕費		
其ノ他		
瓦斯購入費		(數量、單價及熱量ヲ記入スルコト)
供給費		
給料及諸給		(技術員、職工等別 = 員數及平均月額ヲ記)
修繕費		
其ノ他		
營業費及總掛費		(役員、事務員等別 = 員數及平均月額ヲ記)
給料及諸給		(入スルコト)
事務費		

其ノ他	
諸税	
道路其ノ他ノ土地使用料	
固定資産銷却費	
其ノ他	
計	
差引利益金	

注意 一 支収概算書ハ事業開始後ノ常態ニ於ケル一年間ノ見込ニ付之ヲ
記載スベシ
二 二以上ノ瓦斯事業ヲ營ミ又ハ瓦斯事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ
於テ他ノ事業ト共通ナルモノアルトキヘ其ノ項目ニ付テハ
割當額ヲ記載シ備考欄ニ其ノ説明ヲ記入スベシ

(2) 第三號式ノ一 事業報告書(瓦斯ノ成分)(試験ノ場所)

年月分	成分	硫化水素	硫黄	「アムモニア」	備考
日					瓦
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					

注意 一 本報告書へ前月分ヲ取纏メ毎月十日迄ニ之ヲ提出スベシ
二 本報告書ハ指定シタル試験ノ場所毎ニ之ヲ作成スベシ

(2) 第三號様式ノ二

事業報告書(瓦斯ノ熱量)(測定ノ場所)

(瓦斯事業者名)

年 月 日 附	瓦斯ノ熱量	測定時刻	熱量	一日ノ熱量平均値	備考	
					標準熱量	最高熱量
午 時 分	熱カロリー	午 時 分	熱カロリー	熱カロリー		
日						
日						
日						

注意 一 本報告書へ前月分ヲ取纏メ毎月十日迄ニ之ヲ提出スベシ

二 本報告書ハ指定シタル測定ノ場所毎ニ之ヲ作成スベシ

(2) 第三號様式ノ三 事業報告書(瓦斯ノ壓力)

(瓦斯事業者名)

年 月 日 附	瓦斯ノ壓力	測定場所	測定時刻	壓力	備考	
					最低壓力(水柱)	耗
午 時 分	瓦斯ノ壓力					
日						
日						
日						

瓦斯

日	午時分	(水柱, 約)
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		

注意
一 本報告書ハ前月分ヲ取纏メ毎月十日迄ニ之ヲ提出スペシ
二 本報告書ハ指定シタル場所毎ニ測定シタル壓力中ノ最低ノモノヲ記載スベシ

(2) 第三様式ノ四

事業報告書 (製造状況)
(瓦斯事業者名)
(製造所名)

項目	数量	備考
石炭	噸 (石炭瓦斯用混成瓦斯用等別 = 數量ヲ記入スルコト)	
木炭	噸 (水性瓦斯用及其他用別 = 數量ヲ記入スルコト)	
其ノ他	(種類別 = 數量ヲ記入スルコト)	
炎井用燃料使用量	(種類別 = 數量ヲ記入スルコト)	
瓦	立方米 (石炭瓦斯、水性瓦斯、混成瓦斯、天然瓦斯等別 = 數量立) 購入量及受入量	同一製造所ニ於テ購入及受入アルトキハ各別 = 記入スルコト
販賣量	立方米 (家庭用及工業用別 = 概數又ハ其ノ割合) (合計記入スルコト)	

四七

自家消費量	立方米
勘定外瓦斯量	立方米
副産物 銑炭	噸 (石炭瓦斯混成瓦斯等ノ装置別ニ產出量)
コールタール	立 (石炭瓦斯水煤气一體當產出量ヲ記入スルコト)
硫酸「アムモニア」	噸 (原料炭一體當產出量ヲ記入スルコト)
其ノ他	(ナルモノノ種類別ニ數量ヲ記入スルコト)

注意

- 一 本報告書ハ年度經過後一月内ニ之ヲ提出スベシ
 二 モノニ付テハ其ノ總數ヲ記載シ備考欄ニ其ノ説明ヲ記入スベシ
 三 瓦斯受入量トハ同一事業者ノ他ノ製造所又ハ供給所ヨリ供給ヲ受
 ケタル瓦斯ノ數量ヲ謂フ
 四 製造所ナ有セザル事業者ニ在リテハ瓦斯ノ購入量、受合量、販賣量自家消費量及勘定外瓦斯量ニ付本様式ニ準ジ報告書ヲ作製スベシ

(2) 第三號様式ノ五

事業報告書(收支計算)

(瓦斯事業者名)
 事業年度末現在
 需用者戸數
 前事業年度末ニ對ス
 ル需用各戸數ノ増減
 事業年度末現在
 月口數

事業年度(自至
年月日)

收 入 之 部

項 目	數 量	單 価	金 額	備 考
瓦斯收入	立方米	圓		
副産物收入				
銑炭	噸			
「コールタール」	立			
硫酸「アムモニア」	噸			
其ノ他				

貨 貨 料 收 入			
瓦斯「メ ト ル」			
其 ノ 他			
雜 收 入			
計			

支 出 / 部			
項 目	金 額	備 考	
製 造 費	圓		
給 料 及 諧 約			
原 料 費			
矣 坪 用 燃 料 費			

修 繕 費			
其 ノ 他			
瓦 斯 購 入 費			
供 給 費、營 業 費 及 總 指 費			
給 料 及 諧 約			
事 務 費			
修 繕 費			
其 ノ 他			
支 挪 利 子			
諸 稅			
道 路 其 ノ 他 ノ 土 地 使 用 料			

固定資産銷却費	
其 ノ 他	
計	

注意 一 本報告書ハ第五十條ノ書類ト局時ニ之ヲ提前スベシ但シ公共團體ニ在リテハ年度経過後二月内ニ提出スベシ
 二 二以上ノ瓦斯事業ヲ營ム者ニ在リテハ本報告書ハ各事業毎ニ之作製スベシ
 三 二以上ノ瓦斯事業ヲ營ミ又ニ瓦斯事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニテ他ノ事業ト共通ナルモノアルトキハ其ノ項目ニ付テハ割當額ヲ記載シ備考欄ニ其ノ説明ヲ記入スベシ

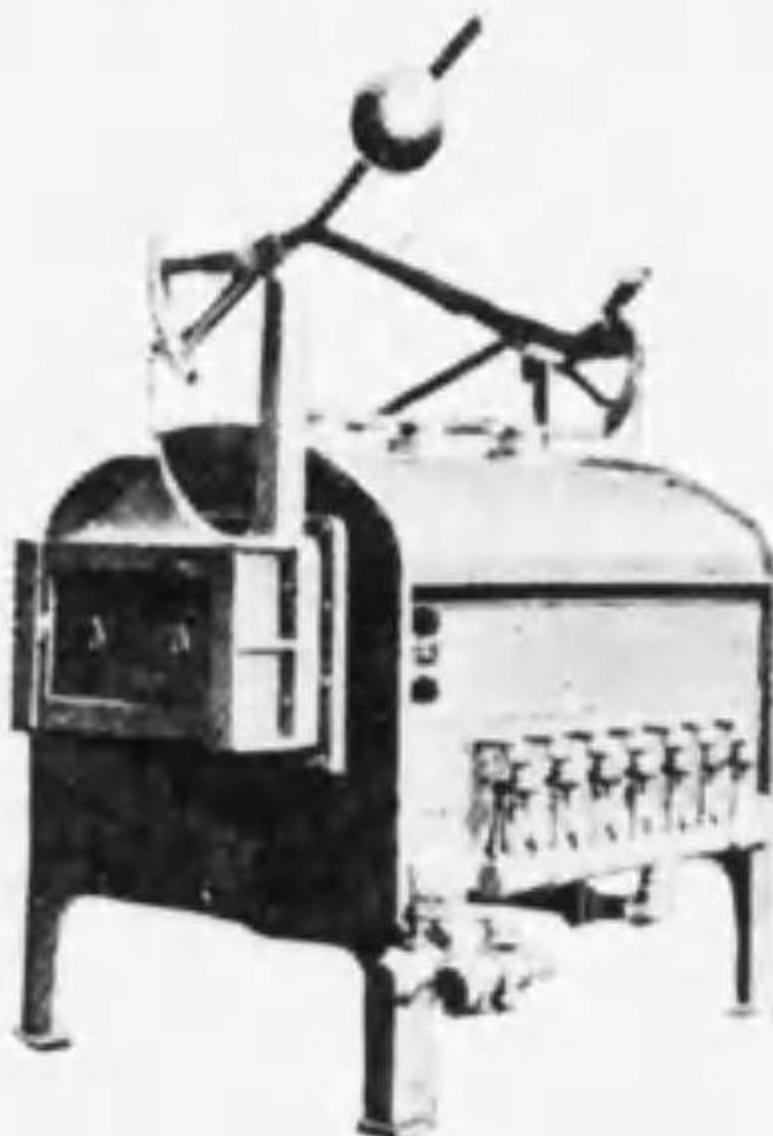
(2) 第三號様式ノ六

事業報告書(興業費)(瓦斯事業者名)

年 月 日	現 在	事 業 報 告 書	(興業費) (瓦斯事業者名)
項 目	金 額	前事業年末ニ 對スル増減	備 考
地 所	面 積	面積	(面積ヲ記入スルコト)
建 物			(面積ヲ記入スルコト)
發 生 裝 置			
構 製 裝 置			
瓦 斯 溜			
諸 機 械			
導 管			
高 壓 管		(口徑別ニ延長ヲ記入) (スルコト)	

低壓本管	(口径別=延長ヲ記入) スルコト
引込管	
内管	
瓦斯メタル	
貸付器具	(取付箇数ヲ記入スルコト)
其ノ他	
未決算勘定	
計	

千代田機械の瓦斯爐 各種製作



營業項目

瓦斯發生窯各種設計築造並修繕工事
瓦斯製造に關する諸機械器具設計製作
工業用瓦斯爐並熱用器具設計製作
特許三五六四九號石炭乾馏窯築造(コークス窯)
本管敷設工事並室内諸工事

本報告書ハ第五十條ノ書類ト同時ニ之ヲ提出スベシ但シ公共團體ニ在リテハ年度經過後二月内ニ提出スベシ
二 三
二以上ノ瓦斯事業ヲ營ミ又ハ瓦斯事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テ他ノ事業ト共通ナルモノアルトキハ其ノ項目ニ付テハ割當額ヲ記載シ備考欄ニ其ノ説明ヲ記入スベシ

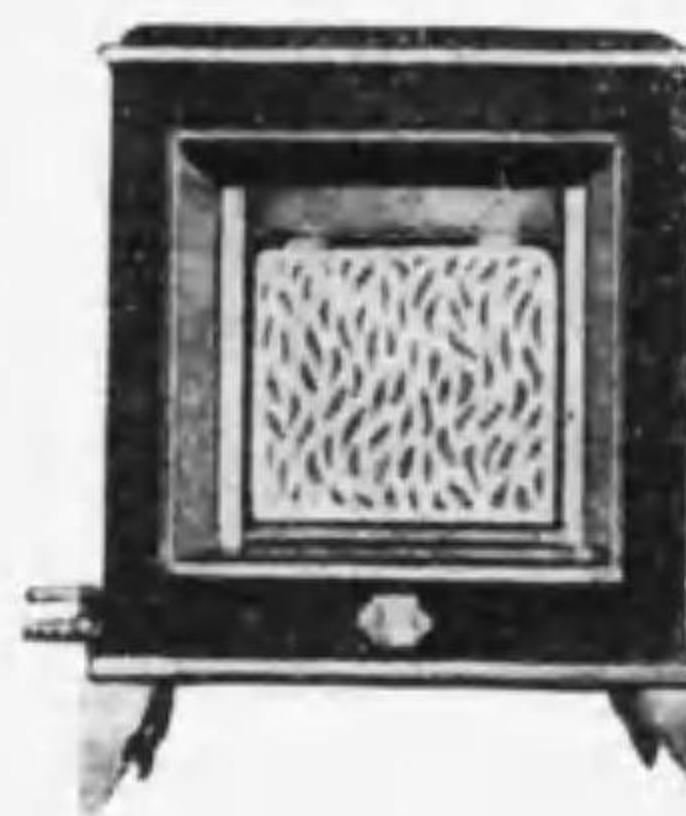
KI 千代田機械製作所

東京市豊島區西巣鴨二丁目二七四三番地番
電 話 替 大 口 塚 座 東 京 六 四 一 ○ 八 七 九

超優秀品にして

最廉價

立體式 古市ストーブ



瓦斯製造販賣器具

近代的清楚たる様式
和洋室何れにも好適。

古市工業所

東京市芝區白金今里町三九
電話高輪(44)6224番
振替東京36028番

瓦斯事業法施行規則第二十八條

第三項ノ規定ニ依ル告示

(昭和六年七月十四日)
商工省告示第三五號

瓦斯事業法施行規則第二十八條第三項ノ規定ニ依ル瓦斯ノ成分ノ試験竝ニ瓦斯ノ壓力及熱量測定ノ場所ハ各瓦斯事業者ニ就キ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外壓力ノ測定ニ付テハ營業所、出張所及派出所、成分ノ試験及熱量ノ測定ニ付テハ瓦斯製造所トス

大正十四年十月商工省告示第二十號ハ之ヲ廢止ス

瓦斯事業法施行規則第二十九條ノ規定ニ依ル告示

(大正十四年十月一日)ハ昭和六年七月十四日
商工省告示第二二號
(1)商工省告示第三六號ヲ以テ改正

瓦斯事業法施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ瓦斯ノ成分ノ試験及壓力、熱量ノ測定ノ方法及裝置ノ型式並ニ瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法左ノ通定

- ム (1) 成分試験ノ方法裝置ノ型式
- (イ) 硫化水素含有反應試験ノ方法及裝置ノ型式

本試験ハ第一圖ニ掲タル型式ノ裝置ヲ用ヒ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ
白色漉紙ノ二片ヲ重量ニテ五プロセントノ醋酸鉛溶液ヲ以テ濕潤シ乾燥セサル
ニ先立チ其ノ一片ヲ所定ノ裝置内ニ於テ一時間百五十リットルノ割合ニテ流通
スル瓦斯ニ一分間接觸セシメタル後之ヲ他ノ一片ニ比較シ黒色ヲ呈シタルヤ否
ヤヲ檢スヘシ

(ロ) 硫黃含有量測定ノ方法及裝置ノ型式

本測定ハ第二圖ニ掲タル型式ノ裝置ヲ用ヒ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ
約百リットルノ瓦斯ヲ一時間二十リットル乃至三十リットルノ割合ヲ以テ「ア
ムモニア」(炭酸「アムモニヤ」ノ自燃分解ニ因リテ生セシム)ヲ含有スル空氣ト共ニ完全ニ燃燒シ其ノ燃燒
生成物中ヨリ硫黃化合物ヲ悉ク凝縮セシメ水ヲ以テ摘出シ之ヲ臭素水ニテ處理
シ鹽酸ニテ酸性トナシタル後硫黃化合物ヲ完全ニ硫酸「バリウム」ト爲シテ定
量シ之ヲ硫黃量ニ換算スヘシ

前項ノ硫黃量ハ溫度攝氏零度及壓力水銀柱七百六十ミリメートルノ狀態ニ於ケ
ル乾燥セル瓦斯十立方メートルニ付換算セルグラム數ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

(ハ) 「アムモニア」含有量測定ノ方法又裝置ノ型式

本測定ハ第三圖ニ掲タル型式ノ裝置ヲ用ヒ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

所定ノ各「アムモニア」吸收罐ニ約二分ノ一規定濃度ノ硫酸溶液ノ一定量ヲ入
レ約五十リットルノ瓦斯ヲ一時間十五リットル乃至二十五リットルノ割合ヲ以
テ硫酸溶液中ヲ通過セシメ其ノ最後ニ通過シタル「アムモニア」吸收罐中ノ硫
酸溶液ヲ「コチニール」ヲ指示薬トシテ約二分ノ一規定濃度ノ苛性曹達溶液ヲ
以テ滴定シ硫酸ノ減少量ナキコトヲ確メタル後他ノ二箇ノ「アムモニア」吸收
罐中ノ硫酸溶液ニ付同様ノ滴定方法ヲ以テ硫酸ノ減少量ヲ測定シ之ヲ「アムモ
ニア」量ニ換算スヘシ

前項ノ「アムモニア」量ハ溫度攝氏零度及水銀柱七百六十ミリメートルノ狀態
ニ於ケル乾燥セル瓦斯十立方メートルニ付換算セルグラム數ヲ以テ之ヲ表示ス
ヘシ

二 壓力測定ノ方法及裝置ノ型式

瓦斯ノ壓力ノ測定ハ水柱壓力計ヲ用ヒ其ノ靜壓力ヲ測定スルコトニ依リテ之ヲ
爲スヘシ

三 热量測定ノ方法及裝置ノ型式

本測定ハ「ウンケルス」式流水型瓦斯熱量測定裝置(千九百二十二年型)ヲ用
ヒ左ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ
一定量ノ瓦斯ヲ一定壓力ノ下ニ於テ之ト同溫度同壓力ノ空氣ト共ニ完全ニ燃燒
シ燃燒生成物ヲ最初ノ溫度ニ冷却シ且燃燒ニ因リテ生成セル水蒸氣ヲ液體ニ凝

縮セシメタル場合ニ於ケル熱量ヲ測定スヘシ此ノ場合ニ於テ一回ノ測定ニ付燃燒スヘキ瓦斯ノ量ハ約十リットルトシ熱量計ヲ流通スル水ノ其ノ入口及出口ニ於ケル溫度計ノ指差ハ攝氏ノ十度乃至十二度ナラシムヘシ
水銀柱七百六十ミリメートルノ狀態ニ於ケル乾燥セル瓦斯一立方メートルニ付換算セルキログラム「カロリー」ノ數ヲ以テ表示スヘシ但シキログラム「カロリー」ハ一キログラムノ水ノ溫度ヲ攝氏一度上昇セシムルニ要スル熱量トス特別ノ事由アル場合ニ於テハ瓦斯事業者ノ申請ニ依リ所定ノ裝置以外ノ流水型瓦斯熱量測定裝置ヲ指定スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル熱量測定ノ方法ハ其ノ指定ノ際之ヲ定ム

(1) 热量販賣制ニ依ル場合又ハ著シク熱量ノ變化スル虞アル場合其ノ他特ニ必要ア

リト認ムル場合ニ於テハ所定ノ裝置以外ノ瓦斯熱量測定裝置ヲ指定スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル熱量測定ノ方法ハ其ノ指定ノ際之ヲ定ム
四 瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法

(1) 瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値ハ前號ノ規定ニ依リ測定シタル熱量ノ一日ノ平均値ヲ毎月一月間平均シテ之ヲ算出ス
備考

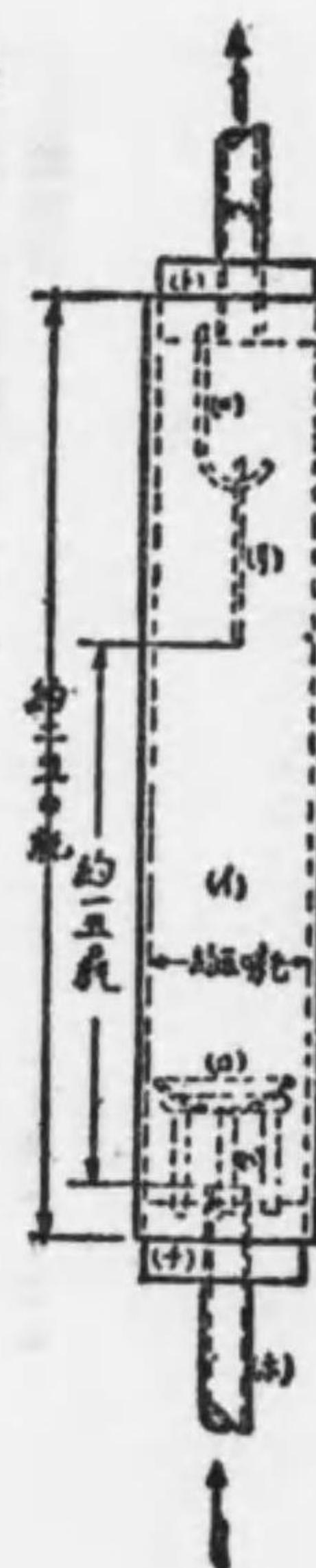
瓦斯ノ成分ノ試験並壓力及熱量ノ測定ニ使用スヘキ度量衡器及計量器ノ中左ニ掲タルモノハ各精密ニ左ノ測定ヲナシ得ルモノタルヘシ
瓦斯「メートル」 五十分ノ一リットル
水柱壓力計 二ミリメートル

溫度計 (熱量計ニテ水ノ溫度測定ニ使用スルモノ)
攝氏十分ノ一度

同 (前記以外ノモノ)
「ピュレット」 十分ノ一立方センチメートル
衡器 (成分試験ニ使スルモノ) 十分ノ一ミリグラム
同 (前記以外ノモノ) 一グラム
晴雨計 一ミリメートル

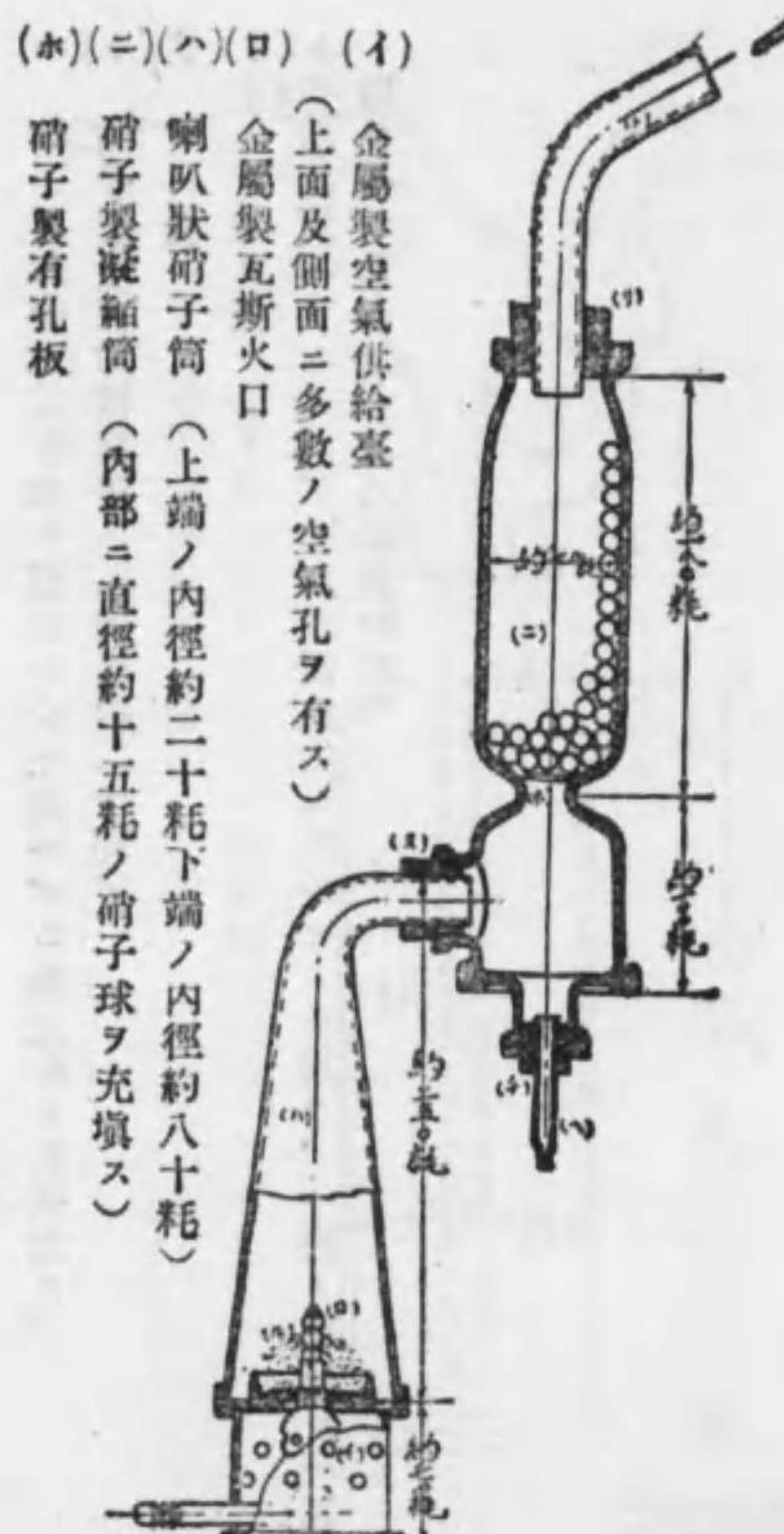
第一圖 硫化水素含有反應試驗裝置ノ型式

五八



(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)
 硝子製圓筒
 硝子製時計皿（直徑約四十耗）
 硝子製時計皿受臺（高サ約三十耗）
 硝子製試驗紙懸鉤
 硝子製瓦斯流入管（内徑約十耗コルク栓チ通シテ約五耗内方ニ突出ス）
 硝子製瓦斯流出管（内徑約十耗）
 コルク栓
 試驗紙（短邊十耗長邊五十耗）

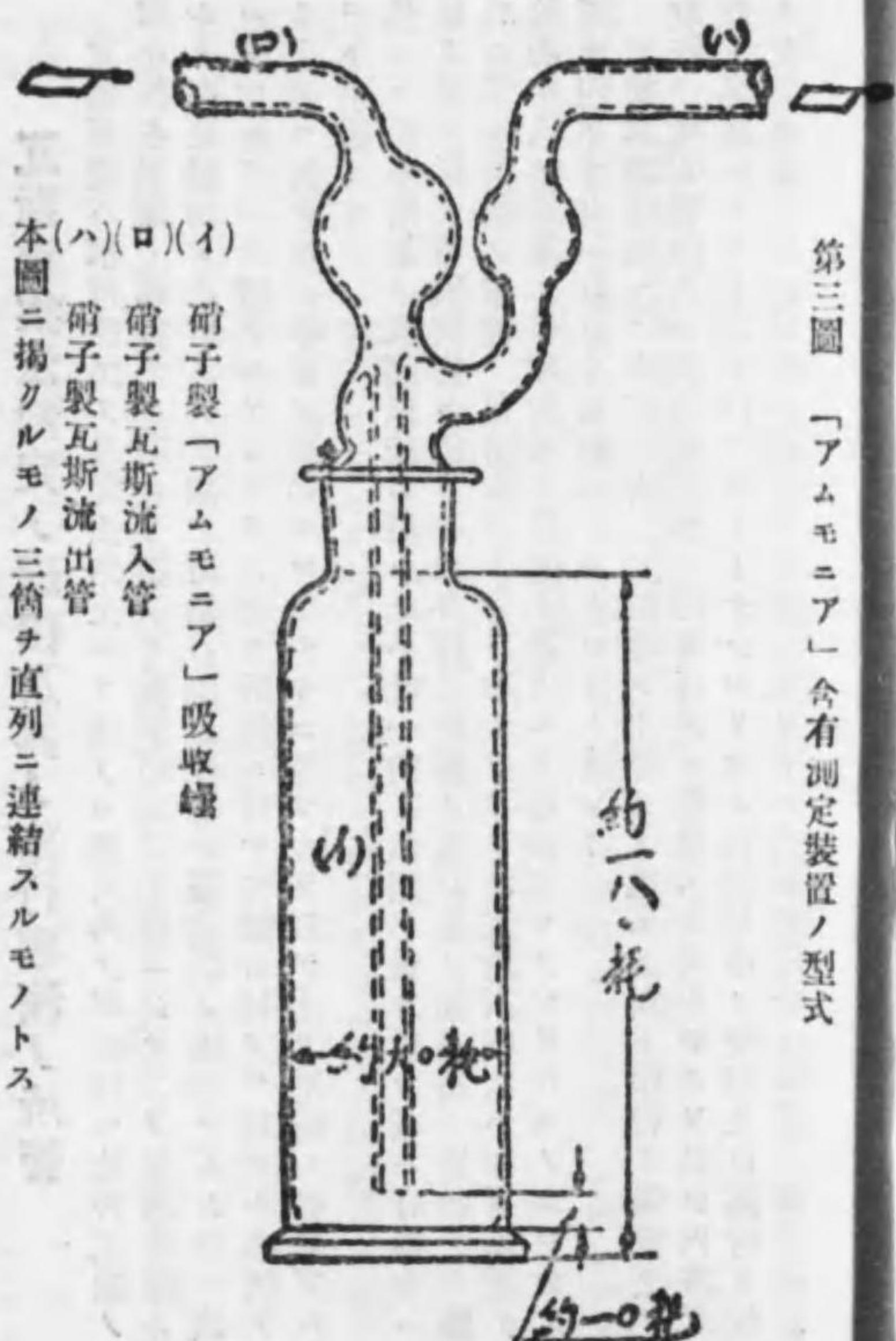
第二圖 硫黃含有量測定裝置ノ型式



五九

(ル)(リ)(チ)(ト)(ヘ)
硝子製細管 (下端チ細口トシ上端ハゴム栓上約五耗突出ス)
(ス) 結晶炭「アムモニア」(表面風化セサルモノチ用フ、一回ノ試験ニ一瓦
用フヘキ量ハ三十瓦乃至五十瓦)
ゴム栓
コルク栓

第三圖 「アムモニア」含有測定裝置ノ型式



硝子製「アムモニア」吸収罐
(ハ)(ロ)(イ)
硝子製瓦斯流入管
(ハ)(ロ)(イ)
硝子製瓦斯流出管
(ハ)(ロ)(イ)

本圖ニ掲タルモノ三箇ヲ直列ニ連結スルモノトス

瓦斯事業法制定ノ理由及其ノ施行事務ノ所管

一 瓦斯事業ハ都市住民ノ日常生活上ヨリ謂フモ將又其ノ副產物カ染料工業ノ如キ基本工業ノ原料ナル點ヨリ謂フモ重要必須ノ工業ニシテ之ヲ保護獎勵スルノ必要緊切ナルモノアリ加之斯業ハ他方ニ於テ獨占的ノ地位ヲ有シ時ニ或ハ濫用セラル虞アルノミナラス之力設備ニ付テモ縱令極メテ稀ナル事例ナリト云ヘ發火等ノ事故ヲ生スルコトナキニ非サルヲ以テ之ヲ取締ル必要アルコト勿論ナリ

然ルニ從來斯業ノ保護取締ニ關シテハ統一的ノ法制ヲ缺キ從テ或ハ府縣令ニ依リ或ハ所謂報償契約ニ依リ各地各様ノ取締ヲ爲シ其ノ間各種ノ情弊ヲモ醸成シ旁々斯業ノ發達ヲ阻害シタルコト渺カラサリキ瓦斯事業法ハ如斯弊害ヲ除去シ以テ斯業ノ保護取締ノ目的ヲ達成スル爲制定セラレタルモノニシテ大正十四年十月一日ヨリ實施セラルコトトナレリ

二 瓦斯事業法施行ノ事務ハ商工大臣之ヲ主管スト雖モ瓦斯工作物ノ保安上ノ取締、報償契約上ノ爭議裁定等ハ内務行政ニ影響スル所大ナルヲ以テ内務大臣ト協議シタル上之ヲ行フコトトナシタリ次ニ公共用地ノ使用及市區村リ依ル瓦斯事業ノ強制買收ニ關スル事務ニ至リテハ内務省所管ノ事務ト關係最密

接ニシテ殆不可分ノ關係ニ在ルヲ以テ右兩者ニ限り内務、商工兩大臣ノ主管ト爲シタリ

瓦斯事業委員會官制（大正十四年十二月二十八日勅令第三二九號）

- 第一條 瓦斯事業委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮詢ニ應シテ瓦斯事業ニ關スル重要事項ヲ調查審議ス
- 第二條 委員會ハ會長一人委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工省判任官ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ス書記ハ上

司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

六四

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

瓦斯事業法委員會議事規則

- 第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム
- 第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員臨時議長ヲ代理ス
- 第三條 會議ハ委員ノ半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ豫メ特ニ議決ヲ經タル場合又ハ緊急ノ決議ヲ要スルトキハ此ノ限ニアラス
- 第四條 會議ハ之ヲ秘密トス但シ差支ナシト認ムル事項ニ付テハ會長之ヲ公表スルコトアルヘシ
- 第五條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第六條 議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第七條 關係官吏ハ會議ニ出席シ意見ヲ述ヘ又ハ説明ヲ爲スコトヲ得

第八條 會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ決議シタルトキハ委員ニアラサル者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽クコトヲ得

第九條 會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ決議シタルトキハ特別委員ヲ設ケルコトヲ得

特別委員ハ會議ノ決スル所ニ依リ會長ノ指名又ハ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

特別委員長ハ特別委員會ノ會議ノ結果ヲ本會ニ報告スヘシ

本會ニ關スル規定ハ特別委員會ニ之ヲ準用ス

第十條 議事錄ハ幹事之ヲ作成ス

第十一條 本則ニ明文ナキ事項ハ會長之ヲ定ム

瓦斯事業法實施ニ關スル件

(商工內務兩次官名工第七、三七九號通牒)

大正十四年十月一日
今般瓦斯事業法施行相成候ニ付テハ左記事項御含ミノ上施行上遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

一 瓦斯事業法制定ノ趣旨ハ一面ニ於テ其事業ノ性質ニ鑑ミ保安上適當ニ之ヲ

記

監督スルト共ニ産業上及公益上斯業ヲ保護獎勵スルニ在ルヲ以テ本法ノ施行ニ當リテハ之等諸般ノ事項ヲ慎重ニ考慮シ且手續ノ煩瑣ニ涉ルヲ避ケル等斯業ノ助成發達ヲ圖リ立法ノ目的ノ達成ニ努ムルコト
 二 瓦斯事業法及同施行命令ニ依リ内務大臣及商工大臣ニ通達スヘキ書類ノ中同法第六條第二項及同法施行令第二條第二項並同法第十七條第一項及第二項ノ規定ニ依ル申請書ハ之ヲ内務大臣ニ其ノ他モノハ之ヲ商工大臣ニ通達スルコト
 三 瓦斯事業法施行規則第五十四條ノ規定ニ依リ書類ノ正本及副本ヲ受理シタル地方長官ハ遲滯ナク其ノ意記ヲ具申スルコト

瓦斯事業關係法令中地方長官ノ權限ニ

屬入ル事項ニ關スル件

(大正十四年十一月十二日
工第八四八三號通牒)

瓦斯事業法施行ニ關シテハ十月一日附工第七、三七九號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處左記各號ニ該當スル場合ニ於テハ要領ヲ具シ其都度報告相成候様致度尙法令ノ規定ニ依リ貴官限り處分可相成事項ト雖特ニ重要ノ關係アルモノ及事ノ異例ニ屬スルモノニ關シテハ處分前豫メ本省ト打合セ相成候様致度依命此段及通牒候也

一 瓦斯事業法施行規則第七條ノ規定ニ依リ瓦斯工作物使用ノ許可ヲ爲シタルトキ
 二 同則第十一條ノ規定ニヨリ土地立入ノ許可ヲ爲シタルトキ又ハ同則第十三條ノ規定ニヨリ導管施設ノ許可ヲ爲シタルトキ
 三 同則第十九條ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲シタルトキ(此場合ニ於テハ同時ニ裁定書ノ副本ヲ送附相成度)
 四 同則第三十七條第二項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキ
 五 同則第三十八條第二項ノ規定ニ依リ休止ノ許可ヲ爲シタルトキ
 六 同則第二十七條第一項又ハ第三十八條第四項ノ規定ニ依ル届出ニシテ重要な關係アリト認ムルモノ受理シタルトキ

瓦斯事業法ト府縣令等トノ關係ニ關スル件

(大正十五年一月一日
工局第二、一五七號回答)

客年十月廿日附保第九、七八九號ヲ以テ瓦斯事業法ト縣令ニ依ル工業場取締規則トノ關係ニ付照會ノ件了承、右ハ大體貴見ノ通御取扱相成可然ト存候處過般瓦斯事業關係官協議會ニ於テモ指示致候通瓦斯工作物ニ關シテハ瓦斯事業法施

行規則ノ規定ヲ以テ其ノ保安上ノ取締ニ付テモ差當リ十分ナルモノトスル義ニ有之候ニ付右ノ趣旨御含ミノ上可然御取計相成様致度此段及回答候也

廣島縣知事

(大正十四年十月三十日)
保九、七八九號)

商工省工務局長殿

瓦斯事業法ニ關スル件

過般貴省ニ於テ開催セラレ候瓦斯事業關係官協議會ノ際御示シ相成候同法ト府縣令等トノ關係ニ付調査候處本縣ニ於テハ別冊ノ通リ工業場取締規則ヲ制定シ現ニ施行中ノモノニ有之將來モ瓦斯事業法ニ抵觸ナキ範圍ニ於テ右規定ニ依リ取締ヲ爲ス方針ニ有之候處御意見承知致度此段及照會候也

追テ本縣ニ於テハ本法ノ外同法ニ抵觸又ハ關係スル法規ノ制定無之候條申添候

瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル

詮衡ニ關スル件

(大正十五年五月七日
工第三、一〇八號通牒)

瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依リ提出スル免狀交附申請書ニハ交附

瓦斯事業主任技術者免狀交附申請ニ關スル件

(大正十五年十月二十三日
工局第二、七三二號通牒)

瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依リ提出スル免狀交附申請書ニ添附スヘキ書類ニ關シテハ五月七日附工第三、一〇八號ヲ以テ通牒致置候處右ノ外同條ニ掲タル學校ノ卒業(又ハ修業)證明書及一年以上瓦斯事業ノ技術ニ關スル實務ニ從事シタルコトヲ證明スル書類ヲモ添附セシメラレ度此段及通牒候也

追テ右添附書類ハ申請書追達済ノ分ニ就キテモ同様御取計相成度申添候様致度此段及通牒候也

瓦斯事業經營許可申請書追達ニ際シ副申ニ關スル件

(大正十五年十月十四日
工局第二、六三七號通牒)

瓦斯事業法令ニ依ル書類ノ追達ニ關シテハ大正十四年十月一日附工第七、三七九號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處同法第三條及同法施行規則第一條乃至第三條ニ依リ提出スル書類ノ追達ニ際シテハ左記事項ニ關スル調査書ヲ添へ副申相成様致度此段及通牒候也

- 一 申請者ノ資産及信用程度等詳細
- 二 供給區域内ノ人口及職業別戸數並將來ニ於ケル之カ增加見込ミノ割合（市町村別ニ記載スルコト）
- 三 供給區域ニ於ケル薪炭ノ最近一年間ノ平均價格
- 四 當該計畫ニ對スル地元公共團體及一般住民ノ意向
- 五 事業資金調達ノ難易
- 六 其他参考トナルヘキ事項

瓦斯事業者ノ供給區域ニ關スル件

（大正十五年十月二十三日
工第九、八一〇號通牒）

瓦斯事業者ノ供給區域ハ一面ニ於テ瓦斯ノ供給ヲ爲シ得ヘキ地域ナルト同時ニ他面ニ於テハ正當ノ事由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ得サル（瓦斯事業法第十四條參照）。地域ナルヲ以テ之カ範圍ヲ明瞭ナラシムル必要有之殊ニ多數ノ瓦斯事業者カ相近接シテ存在スル場合ノ如キ之カ境界ニ付紛擾ヲ釈ス（アルノミナラス瓦斯料金其他瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ノ場合ニ於テ關係市町村ノ意見照會ノ點ヨリ謂フモ（瓦斯事業法第十二條第二項）其範圍ヲ明瞭ナ

ラシムル必要有之候ニ付テハ瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ關シテハ同法施行規則第六十五條ニ基キ義ニ其供給區域届出ノ次第モ有之候得共左記趣旨ニ基キ之カ範圍ニ付一應調查ノ上變更ヲ要スヘキモノニ付テハ訂正ノ上提出セシムル様致度此段及通牒候也。

記
一 瓦斯事業法施行規則以前何等カノ行政處分ニ其供給區域トシテ許容シタル地域ハ之ヲ供給區域ト認ムルコト但シ市町村ノ行政區劃ニ依リ其供給區域ヲ設定シタル場合ト雖モ供給區域ハ行政區劃ノ變更ニ伴ヒ當然變更スルモノニアラス

二 瓦斯事業法施行以前其供給區域ニ付何等行政處分ナカリシモノニ付テハ同法施行ノ際現ニ瓦斯ヲ供給セル地域並現ニ瓦斯ヲ供給セサルモ從來其ノ供給區域トシテ一般ニ認メラレ且瓦斯事業者間ニ於テモ争ナカリシ地域ハ之ヲ其ノ供給區域トシテ認定スルコト

瓦斯事業者ノ供給區域ニ關スル件

（大正十五年十一月四日
工第一〇、〇九二號通牒）

瓦斯事業者カ其ノ現在ノ供給區域ニ非サル地域ニ於テ新ニ瓦斯ノ供給ヲ爲サム

トスル場合ハ必シモ凡テ瓦斯事業法施行規則第四十九條ニ依リ供給區域擴張ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ該當スルモノニアラス當該地域カ現在ノ供給區域ト地理的ニ接續セス且ツ導管ノ接續モナク其ノ他經濟的ニモ互ニ獨立スルモノト見ルヘキ場合ニハ却テ瓦斯事業法第三條ニ依リ新ニ瓦斯事業經營ノ許可ヲ受クヘキモノトスルヲ適當トスルモノモ之レアルヘキニ付其ノ何レニ依ルヘキ力ハ個々ノ場合ニ當リ決定スルコトト致度尙申請書ノ受理ニ際シ疑義アルトキハ豫メ打合セ相成度此段及通牒候也

瓦斯事業法施行規則中改正ニ關スル件

(昭和三年七月二十六日
工局第一、八四二號通牒)

今般瓦斯事業法施行規則第三十一條ノ規定中別紙ノ通追加改正相成候ニ付テハ右追加規定ニ基キ許可申請有之タル場合ニ於テハ當該製造所ニ於ケル既設瓦斯溜ノ現狀詳細、現在ニ於ケル平均瓦斯製造量、將來ニ於ケル瓦斯需用ノ趨勢、其ノ他參考事項調査ノ上追達相成様致度此段及通牒候也

(別紙)

瓦斯事業法施行規則抄錄

第三十一條 各瓦斯製造所ノ發生精製裝置ヨリ直接瓦斯ヲ送入スル瓦斯溜(「レ

リーフホルダー」ヲ除ク)ノ總容量ハ其ノ一日ノ製造能力ノ二分ノ一以上タルヘシ

商工大臣ハ瓦斯ノ供給ニ支障ナク且保安上危險ノ虞ナシト認ムルトキハ前項ノ瓦斯溜ノ總容量ニ關スル制限ニ依ラサルコトヲ許可スルコトアルヘシ
(本項ハ昭和三年七月二十一商工、内務省令ヲ以テ追加)

瓦斯工作物ニ因ル災害報告ニ關スル件

(昭和四年二月二十日、内務省警保、
商工省工務兩局長名、工第八三一號通牒)

瓦斯事業ノ發達ニ伴ヒ之ニ關スル危害豫防ニ付テハ特ニ注意ヲ要スルモノ有之爾今瓦斯工作物ニ關スル災害事故ヲ發生シタル場合ニ於テハ其ノ都度左記事項ヲ具シ同文ヲ以テ御通報相成度此段及通牒候也

追テ事故ヲ發生スルノ虞アル状態ヲ呈シタル場合ニ於テモ右ニ準シ通報又ハ電話其ノ他ノ方法ヲ以テ別ニ其ノ大要ヲ報告相成度

記

- 一 工場名 工場所在地
- 二 事故發生日時
- 三 事故發生場所

事故ノ原因
事故ノ状況
被害ノ状況（死傷及損害ノ程度）
事故ニ對スル措置
復舊ノ日時又ハ其ノ見込

（注意）説明上必要アル場合ニ於テハ寫眞又ハ圖面ヲ添附スルコト

瓦斯料金単位換算ニ關スル件（昭和四年四月十八日）

瓦斯事業者カ其ノ瓦斯料金ニシテ立方呎制ニ據ルモノヲ單ニ立方米制ニ據リ換算セムトスル場合ニ於テ左記ニ該當スルモノニ付テハ別段認可ヲ要セサルコトト決定相成候ニ付テハ右貴管下瓦斯事業者ニ對シ可然示達相成度此段及通牒候也

追テ右ニ基キ立方米制ニ據ル瓦斯料金ヲ定メタル場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ記

届出シメラレ度

一千立方呎又ハ百立方呎ヲ單位トセル瓦斯料金ヲ十立方米ヲ單位トシテ換算シ其ノ換算料金ニ付厘位未滿ノ數字ヲ、（從テ一立方米ヲ單位トシテ換算ス

二

ルニ於テハ其ノ換算料金ニ付毛位未滿ノ數字）ヲ四捨五入スル場合

三

前項ノ場合ニ於テ十立方米ニ換算シタル場合ニ在リテハ錢位未滿ノ數字ヲ

一

立方面米ニ換算シタル場合ニ在リテハ厘位未滿ノ數字ヲ全然切捨ツル等前項

ノ場合ニ比シ需用者ノ負擔ノ増加トナラサル場合

三 最低使用責任量ニシテ立方呎ニ依ルモノヲ立方面米ニ換算シ其ノ換算量ニ付

一立方面米未滿ノ數字ヲ切捨ツル場合

瓦斯盜用取締ニ關スル件（昭和六年五月五日）

瓦斯盜用取締ニ關シ帝國瓦斯協會々長ヨリ別紙寫ノ通陳情有之候處本件ニ關シテハ豫テ御留意中ノコトトハ存セラルモ瓦斯盜用ハ瓦斯事業經營上支障ヲ來スノミナラス瓦斯盜用ノ爲ニスル瓦斯工作物ノ施設變更等ハ往々災害事故發生ノ原因トナリ其ノ影響スル所大ナルヘキヲ以テ保安上ヨリ謂フモ忽ニスヘカラサル義ニ有之候ニ付テハ之カ取締ニ關シ遺憾ナキチ期セラレ度爲念此段及通牒候也（別紙略）

瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル 免狀交附申請ノ件

(昭和二年四月一日工第二、九九三號工務局長通牒)

瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依リ免狀交附申請書ヲ提出シタルモノニ付テハ履歴書ニ依リ之カ銓衡ヲ爲ス方針ナルモ例ヘハ甲種免狀及乙種免狀共其ノ第二號ニ該當スルモノニシテ第一號ノモノト同等以上ノ學識ヲ有スルヤ否ヤニ付銓衡上必要アリト認ムルモノ等ニ對シテハ認定ノタメ一應試験ヲ行フヘキ見込ニ有之候ニ付テハ今回ハ昭和二年四月末日迄ニ貴廳ニ於テ申請書ヲ受理シタルモノノ申ニ付本年六、七ノ交試験ヲ施行致候條申請書ヲ受理シタルトキハ至急速達相成度此段及通牒候也
追而右試験ヲ施行スヘキ者ノ氏名並試験ノ期日場所及科目等ニ付テハ決定次第通知致スヘク申添候

瓦斯事業主任技術者免狀交付 申請ニ關スル件

(昭和三年八月二十二日附工局第二〇六〇號通牒)

瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル免狀ノ交付ヲ申請シ得ヘキ者ノ資格中

「瓦斯事業ノ技術ニ關スル實務」ノ内容ハ少クトモ瓦斯ノ製造ノ實務ヲ含ムコトヲ要スル儀ニ有之從テ右實務カ瓦斯ノ供給等ニノミ關係シ瓦斯ノ製造ニ關係無之モノナルニ於テハ詮衡相成難ク候條爾今免狀交付申請書ニ添附スヘキ實務證明書ニハ實務ノ内容ヲ明記セシメラレ度此段及通牒候也

瓦斯料金變更認可ニ關スル件

(昭和四年四月十八日附工第八四九號通牒)

瓦斯事業者カ其ノ瓦斯料金ニシテ立方呎制ニ據ルモノヲ單ニ立方米制ニ據リ換算セムトスル場合ニ於テ左記ニ該當スルモノニ付テハ別段認可ヲ要セサルコトト決定相成候ニ付テハ右貴管下瓦斯事業者ニ對シ可然示達相成度此段及通牒候也
追テ右ニ基キ立方呎制ニ據ル瓦斯料金ヲ定メタル場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ届出シメラレ度

記

一、千立方呎又ハ百立方呎ヲ單位トセル瓦斯料金ヲ十立方米ヲ單位トシテ換算シ其ノ換算料金ニ付厘位未滿ノ數字ヲ(從ツテ一立方米ヲ單位トシテ換算スルニ於テハ其ノ換算料金ニ付毛位未滿ノ數字ヲ)四捨五入スル

場合

二、前項ノ場合ニ於テ十立方米ニ換算シタル場合ニ在リテハ錢位未滿ノ數字ヲ、一立方米ニ換算シタル場合ニ在リテハ厘位未滿ノ數字ヲ全然切捨ツル等前項ノ場合ニ比シ需用者ノ負擔ノ増加トナラサル場合
三、最低使用責任量ニシテ立方米ニ依ルモノヲ立方米ニ換算シ其ノ換算量ニ付一立方米未滿ノ數字ヲ切捨ツル場合

商工省告示第三十五號

(昭和六、七、一四)

瓦斯事業法施行規則第二十八條第三項ノ規定ニ依ル瓦斯ノ成分ノ試験竝ニ瓦斯ノ壓力及熱量測定ノ場所ハ各瓦斯事業者ニ就キ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外壓力ノ測定ニ付テハ營業所、出張所及派出所、成分ノ試験及熱量ノ測定ニ付テハ瓦斯製造所トス

大正十四年十月商工省告示第二十號ハ之ヲ廢止ス

商工省告示第三十六號

大正十四年十月商工省告示第二十一號中左ノ通改正ス

前文中「裝置ノ型式」ノ次ニ「茲ニ瓦斯熱量ノ一箇月間ノ平均値算出ノ方法」
(ヲ加フ)

第三號ニ左ノ一項ヲ加フ
熱量販賣制ニ依ル場合又ハ著シク熱量ノ變化スル虞アル場合其ノ他特に必要アリト認ムル場合ニ於テハ所定ノ裝置以外ノ裝置熱量測定裝置ヲ指定スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル熱量測定ノ方法ハノ指定其ノ際之ヲ定ム

第三號次ニ左ノ一號ヲ加フ

四瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法

瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値ハ前號ノ規定ニ依リ測定シタル熱量ノ一日ノ平均値ヲ毎月一月間平均シテ之ヲ算出ス

瓦斯事業法施行規則第三十三條ノ 規定ニ依ル處分ニ關スル件

(昭和六年九月二十八日附工第四八三一號通牒)

瓦斯事業法施行規則第三十三號第一項ノ規定ニ依レハ瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜フ施設セントスルトキハ同條第一項第二號ニ掲クル工作物ヘ其ノ外側ヨリ百メートル以上ノ距離ヲ有スヘキコトト相成居候處瓦斯發生爐ハ瓦斯溜ト其ノ

事情ヲ異ニスルヲ以テ同條第三項ノ規定適用方ニ關シ内務省ト協議ノ上爾今
瓦斯事業法施行以前ニ設置セラレタル瓦斯製造所内ニテ瓦斯事業法施行以前
ニ設置セラレタル瓦斯發生爐ニ連織シテ之ヲ施設スル場合ニ限り同條第一項
第三號ニ掲タル工作物ニ對シ五十メートル以上ノ距離ヲ保有スルモノニ付テ
ハ特殊ノ事情アル場合ヲ除クノ外之ヲ許可スル取扱ト致スヘキコトニ決定候
ニ付右御了知相成度此段及通知候也
追テ五十メートル以下ノ距離ノモノニ付テハ從前通ノ取扱ヲ致スヘキニ付
爲念申添候

瓦斯事業法施行規則第五十條ニ基ク 届出ニ關スル件

(昭和七年六月二十二日附七工局第一四七一號通牒)

從來瓦斯事業法施行規則第五十條ニ基キ瓦斯事業者ヨリ提出セル財產目錄中
往々勘定科目ノ内課ヲ缺クモノ有之候處同則第二十三條ノ四ノ規定適用ノ有
無等調査上必要有之候條會社ノ株券若ハ債券ヲ所有シ又ハ資金ノ貸付ヲ爲ス
瓦斯事業者(瓦斯事業法第十二條ノ四ノ會社ヲ除ク)ニ在リテハ爾今同則第
五十條ニ基キ提出スヘキ財產目錄中有價證券受取手形又ハ立替金等右株券若
ハ債券又ハ貸付金ヲ表示スヘキ科目ニ付テハ同則第二十三條ノ五第一項第一
號及第二號ニ掲タル事項ヲ摘要欄ニ記載セシメラレ度此段及通牒候也

瓦斯事業主任技術者ノ選任ニ關スル件

(昭和九年二月八日附九工第七八〇號通牒)

瓦斯事業主任技術者ノ選任ニ關シ左記ノ通決定相成候條右貴管下瓦斯事業者
ニ可然示達相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、瓦斯製造所又ハ瓦斯供給所ノ主任技術者ハ各專任ノ者ヲ選任スルコト
- 二、瓦斯溜ノ總容量ガ五千立方「メートル」ヲ超エサル瓦斯供給所ニ付テ
ハ其ノ都度當省ノ承認ヲ受ケ之ニ近接スル(一時間以内ニテ到達シ得ル
コトヲ標準トス)自己ノ瓦斯製造所又ハ瓦斯供給所ノ主任技術者ヲシテ
其ノ主任技術者ヲ兼ネシメ得ルコト
- 三、前號ノ承認申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

- 1 當該瓦斯供給所ノ位置
- 2 當該瓦斯供給所ノ周圍四百「メートル」以内ニ於ケル瓦斯事業法施
行規則第三十三條第一項第一號ニ掲タル工作物ノ有無及其ノ周圍百

「メートル」以内ニ於ケル同條第一項第二號ニ掲クル工作物ノ有無

當該瓦斯供給所ノ瓦斯溜ノ容量

當該主任技術者ノ氏名及略歴

當該主任技術者ノ勤務場所相互間ノ距離及交通機關ノ狀況

瓦斯盜用取締ニ關スル件

(昭和九年六月十二日九工第三二九二號通牒)

標記ノ件ニ關シテハ義ニ昭和六年五月五日附工第二二〇八號ヲ以テ及通牒候次第モ有之十分御配慮ノ御事ト存候處今般帝國瓦斯協會ヨリ更ニ別紙寫ノ通陳情有之候ニ付テハ之カ取締ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレ度重ネテ此段及通牒候也(別紙略)

瓦斯事業ノ監督ニ關スル件

(昭和九年工第六七二六號昭和九年八月十六日)

督視廳北海道長官及各府縣知事宛
通牒

商工省工務局長

瓦斯事業ノ監督ニ關シテハ豫テ御留意ノ事ト存候處最近瓦斯事業者ニシテ瓦

斯事業法ニ基キ認可ヲ受クル事無クシテ壇ニ瓦斯料金及工事費ノ割引ヲ行ヘルモノ有之模様ニ付此際貴督下瓦斯事業者ニ就キ一應實情御調査ノ上瓦斯事業法ニ依ル認可ヲ受ケサル瓦斯料金其ノ他瓦斯供給條件實施セサルモノニ付テハ嚴重戒告ノ上遠ニ成規ノ手續ヲ爲サシムル様御配慮相煩度此段及通牒候也

青地局第一三號

昭和五年四月十六日

内務省地方局長

青森縣知事宛

家屋賃貸價格調査令中疑義ニ關スル件回答客月七日青庶第四四四號照會標記ノ件左記ノ通

三、認メ難シ 記

青庶第四四四號

昭和五年三月七日

青森縣知事

標記ノ件ニ關シ左記事項疑義有之候ニ付至急何分ノ御回示相煩度候

三、瓦斯石油類ノ「タンク」(貯溜槽ノ如キモノ)家屋ト認メ可然哉

瓦斯主任技術者検定試験心得

瓦斯主任技術者免許状ヲ受ケントスル者ハ書式第一例ニ依ル申請書ニ關係書類ヲ添附シ現住地ノ地方廳ヲ經由シテ商工大臣宛提出スルノデアルガ學校卒業證明書ハ工業學校卒業以上ノ者ハ其證明書ヲ要スルモノ、夫レ以下ノ者ハ必要ナルヘシ
第四十五條 甲種免狀又ハ乙種免狀ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就テ本人ノ申請ニ依リ商工大臣詮衡ノ上之ヲ交付ス

甲種免狀

- 一、高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者
- 二、瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲タル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

乙種免狀

- 一、工業學校（尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ者）又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

二、瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲タル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

瓦斯事業主任技術者免狀交付申請書（書式一例）

氏名
原籍
現住所
族籍

生年月日

私儀瓦斯事業主任技術者甲（乙）種免許状御交附相願度瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ基キ別紙履歴書戸籍抄本、學校卒業證明書及實務證明書相添へ此段及申請候也

年月日
商工大臣

右

氏

名團

在 勤 證 明 書

氏名

右者昭和〇年〇月〇日當社ニ入社シテ以來瓦斯ノ製造及供給ノ實務ニ從事
シ目下在勤中ナルコト證明候也

昭和〇年〇月〇日

○市○町○番地

○○瓦斯株式會社

社長 ○○○○印

商 工 省 ヨ リ 通 知

昭和〇年〇月〇日

申 請 者 宛

商 工 省 工 務 局

申請中ニ係ル瓦斯事業法施行規則第四十五條ニ依ル免狀ノ交付ニ關シ一應
試驗施行致候條左記事項承知ノ上必要ナル手續可相成此段及通知候也

一、試験期日 昭和〇年〇月〇〇日(〇曜日)

一、試験時間 午前九時半乃至午前十二時

一、試験場所 東京市京橋區木挽町商工省會議室

一、試験科目 瓦斯ノ製造、供給、應用 熱量測定 分析並ニ瓦斯工作物ノ大要ニ關ス
ル事項(甲種ニ對シテハ瓦斯製造所設計大意ヲ加フ)

一、寫 真

最近撮影ノ手札型寫真(美濃白紙又ハ罪紙ニ貼付シ本人ニ相違ナキ旨ノ
所轄地方廳又ハ在勤會社代衣者ノ證明アルモノ)ヲ地方廳經由ノ上當省
工務局宛提出ノコト

一、注意事項

- (イ) 受験者ハ當日午前九時迄ニ試験場ニ出頭スヘシ
- (ロ) 出頭ノ節ハ名刺ヲ受付ニ差出シ受験票、受験者心得ヲ受領シ係員
ノ指圖ヲ受クヘシ
- (ハ) 試験場ニハ「ヘン」「インキ」鉛筆、小刀及錐ノ外携帶スルコト
ヲ得ス

八八

(二) 答案用紙ハ之ヲ交付ス

四

〔備考〕

即チ瓦斯事業ノ主任技術者ハ甲乙二種ニ區別セラレテ、商工大臣ノ命シタル
詮衡委員カ、資格詮衡ノ上免許狀カ交附セラレルモノテアル
詮衡ノ方法ハ試験ニ依ルモノト、然ラサルモノトアル、官立ノ工業學校卒業
者ハ一ヶ年以上瓦斯ノ製造方面ノミノ經驗テナク又供給方面ノミノ經驗ノミ
テナク、其全般ニ亘リテノ經驗ヲ爲シタル人ハ無試験検定テ免狀カ貰ヘルカ
學歷カアツテモ以上ノ實務ノ經驗ノ無イ者ハ試験ヲ受ケネハナラナイ、小規
模瓦斯事業者ニ勤務セラレタル者ハ製造及供給共ニ實地經驗ヲ踏マレルカ少
シク大キナ瓦斯會社ニ勤メラレル方ハ今後無試験ニテ免狀ヲ下附セラレルニ
ハ相當難關カ生シタ理テアル
次ニ瓦斯主任技術者銓衡試験ハ、毎年一回秋季ニ東京ニ於テ施行セラレル例
ニナツテキル、希望ノ人ハ九月頃迄ニ前掲ノ免狀交付申請書ヲ縣廳保安課經
由テ商工大臣ニ宛提出ヲ要スル、而シテ無試験検定テナイ者ニハ前記ノ如キ
通知カ發セラレル



瓦斯メートル 壓力計 真空計 電氣計器類 バイロメータ
各種自記計

四

JII

製

作

所

東京市品川區北品川五
丁目高輪(西)四四七

分工場 所在地

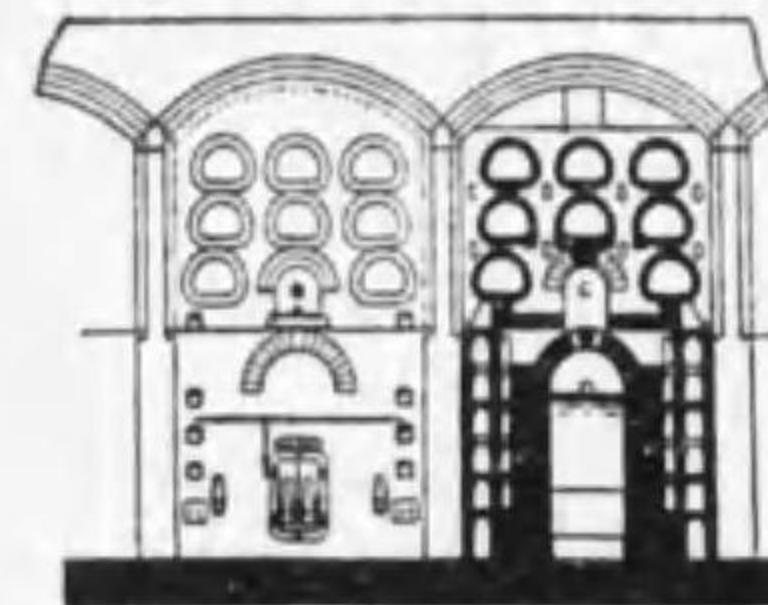
新京名	都古	七四一〇	目四
岡市附	下市	○七四二百	二
市區南	二三七二		十一
中區			番地
千葉櫻	九四一三		
寺田			
代御町			
田五			
町附七			

日本瓦斯技術協会設計部

責任技術者 豊 島 愛 明

東京市京橋區寶町三丁目七番地

電話 京橋



取扱事項

一、瓦斯事業の企業目論見計画

一、瓦斯事業の設計並工事監督

一、瓦斯事業擴張試修工事の設計監督

(以上は費用に近き報酬申受候)

一、瓦斯溜瓦斯發生窯瓦斯精製

器械其他の紹介質疑應答

一、瓦斯工事請負者の紹介

(以上は全般報酬を要せず候)



瓦斯主任技術者詮衡試験問題集

第一回主任技術者詮衡試験問題 (昭和二年八月二十日)

甲種試験

第一問、本邦ニ於テ使用セラルル主要ナル瓦斯用石炭ニ付產地別ニ其性質及成分ニ關シ知ル處ヲ述ヘヨ

第二問、脱硫剤トシテノ水酸化鐵ノ作用ヲ説明シ且使用中其ノ能力ヲ減退セシムヘキ種々ナル原因並ニ之カ救濟及豫防ノ方法ヲ記載スヘシ

第三問、瓦斯溜ノ設計上必要ナル事項並保存上注意ヲ要スヘキ事項ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

第四問、回熱裝置ヲ有スル水平式瓦斯發生爐ノ操作ニ當り燃燒室ニ於ケル適當ナル溫度如何、其ノ溫度カ不適當ナル場合ニハ如何ナル不利ヲ來スヘキヤ、並ニ其ノ原因及其ノ場合ニ採ルヘキ措置ヲ述ヘヨ

第五問、增熱水性瓦斯製造裝置ヲ略圖ヲ用ヒテ説明スヘシ

第六問、石炭瓦斯製造中ニ於ケル「ナフタリン」ノ成因及瓦斯中ヨリ之ヲ除去スル方法並ニ「ナフタリン」ニヨリテ導管ヲ閉塞セル場合開通セシムル

方法ヲ述ヘヨ

第七問、地區整壓機ノ一ニ其ノ構造及作用ヲ説明セヨ

乙 種 試 驗

第一問、自己ノ現在又ハ嘗テ勤務セル瓦斯製作所ニ於テ使用セル瓦斯用炭ニ付次ノ事項ヲ記セ

(イ) 石炭ノ產地名(即銘柄)其ノ性質及成分

(ロ) 瓦斯用石炭トシテコレヲ選ヒタル理由

(ハ) 一噸當リノ產氣量(瓦斯ノ熱量)ヲ添記スヘシ

第二問、水槽ヲ有スル瓦斯溜ノ保存上注意スヘキ事項並ニ非常時ニ於ケル應急處置ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

第三問、瓦斯本管埋設後供給ヲ通スル迄ニ爲スヘキ必要ナル措置ニ付詳細ニ記述スヘン

次ノ四問内二問ヲ選擇スヘシ

第四問、水平式瓦斯發生爐ニテ瓦斯ノ製造ヲ爲ス場合ニ於テ裝炭上注意スヘキ事項ニ付知ル處ヲ記セ

第五問、瓦斯精製裝置カ次ノ如ク配列セラレテアル場合其ノ何レニ於テ原石炭瓦斯中ニ於ケル如何ナル不純物カ除去セラルルヤ且其除去セラルル理由

(ヲモ簡單ニ説明セヨ)

瓦斯精製裝置ノ配列

- (1) 空氣冷縮器
 - (2) タール排除器
 - (3) リブシイ洗滌器
 - (4) 塔狀拭洗器
 - (5) 乾式脫硫器
- 第六問、瓦斯事業法ニ於テ定メタル瓦斯ノ熱量測定方法ノ原理ヲ説明セヨ
- 第七問、次ノ事項ニ付簡單ニ説明スヘシ
- (イ) 增熱水性瓦斯
 - (ロ) 無水瓦斯溜
 - (ハ) 勘定外瓦斯
 - (ニ) 石炭ノ完全瓦斯化
 - (ホ) 瓦斯ノ高壓配送
- 第二回主任技術者詮術試験問題

(昭和三年十月二十五日)

甲 種 試 驗

第一問、水平式瓦斯發生爐ニ於ケル裝炭方法トシテ重裝ニ依ル場合ト輕裝ニ依ル場合トノ得失ヲ論シ且ツ發生瓦斯ノ熱量ヲ低下セシムル事ナク、產氣量ヲ増加セシメンカ爲ニハ作業上如何ナル注意ヲ爲スヘキカラ説明セヨ
 第二問、石炭瓦斯中ニ含有セラル「アムモニア」量一立方米ニ付平均五瓦ナリシト謂フ、然ラハ「アムモニア」採收ノ際ニ於ケル損失ヲ五%トシテ原炭一噸ヨリ得ラルヘキ硫酸「アムモニア」ノ量及之ニ要スル硫酸ノ量ヲ算出セヨ（底ヲ以テ表示スルコト）但シ原炭一噸當リ產氣量四五〇立方米使用シタル硫酸ノ濃度 九六%

硫酸ノ分子量

九八・〇八

「アムモニア」分子量

一七・〇三

第三問、瓦斯ノ高壓供給ヲ適當トスル場合ヲ舉ケ且其理由ヲ説明セヨ
 第四問、勘定外瓦斯ノ生スル原因ヲ述ヘ、且ツ其ノ量ヲ減少セシムル爲製造並併給上注意スヘキ事項ヲ説明セヨ

乙 種試験

第一問、水平式發生爐ニヨリ瓦斯ヲ製造スル場合ニ於ケル排送機ノ適當ナル操作ヲ述ヘ其ノ不適當ナル場合如何ナル障害ヲ來スヘキカラ説明セヨ
 第二問、石炭瓦斯中ニ含有セラル成分ニシテ併給ニ先ダチ除去スヘキモノ

及之カ除去ヲ必要トスル理由ヲ詳細ニ説明セヨ

第三問、

- (イ) 瓦斯中ニ含有セラル硫酸分ヲ定量スル方法裝置ヲ説明セヨ
- (ロ) 「コールタール」ノ脱水方法ニ付キ知ル所ヲ述ヘヨ
- 第四問、次ニ掲タルモノノ構造ヲ略説シ其ノ機能ヲ説明セヨ
- (イ) 水封集氣管（ハイドロリックメイン）
- (ロ) 乾式瓦斯「メートル」
- (ハ) 「アンゼン」火口

第三回主任技術者詮衝試験問題

（昭和四年十月十五日）

甲 種試験

- 第一問、水平式及直立式及瓦斯發生爐ノ長所短所ニ付知ル處ヲ述ヘヨ
- 第二問、石炭瓦斯ノ發生ニ於テ（レトルト）内ニ蒸氣吹込ヲ爲ス場合ニ於ケル其ノ作用並ニ瓦斯ノ品質及成分ニ影響スル處ヲ説明セヨ
- 第三問、脱硫劑トシテ使用スル酸化鐵ノ能力判定ニ關シ次ノ場合ニ付必要ナル試験方法ヲ問フ
- (イ) 新品、(ロ) 使用中、(ハ) 再生後、

第四問、次ノ事項ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

(イ) 公示壓力低下ノ諸原因並ニ其ノ救済方法

(ロ) 需用家瓦斯(メートル)故障ノ諸原因

第五問、一日三千立方米ノ瓦斯ヲ處理スヘキ空氣冷縮器及脫硫器ヲ設計セヨ
(略圖ヲ用ヒ且ツ主要寸法及其ノ算出方法ヲ説明スヘシ)

乙種試験

第一問、回熱瓦斯ヲ有スル水平式瓦斯發生爐ノ構造ヲハ略圖ヲ用ヒテ説明シ
且ツ其適當ナル操作ヲ述ヘヨ

第二問、水平式瓦斯發生爐ニ於テ「レトルト」龜裂ノ原因及影響並ニ修理方
法ヲ問フ

第三問、塔狀拭洗器ノ作用及其ノ充填劑ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

第四問、新造瓦斯溜完成ノ際行フヘキ諸検査瓦斯ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

第五問、
(イ) 基整壓器ノ一二付略圖ヲ用ヒテ其ノ機能ヲ説明セヨ
(ロ) 需用家瓦斯(メートル)ノ故障ノ諸原因ニ付知ル處ヲ述ヘヨ

第四回主任技術者詮衡試験問題

(昭和五年十月二十八日)

甲種試験

第一問、水平式瓦斯發生爐ニ新タニ火入作業ヲナス場合留意スヘキ諸點ヲ述
ヘヨ

第二問、石炭瓦斯ノ製造ニ當リ乾餾操作カ諸生産物ニ及ホス影響ニ付キ知ル
處ヲ述ヘヨ

但シ本邦產瓦斯用石炭ノ一種ヲ選ヒ説明スヘシ

第三問、各種材質ノ瓦斯導管及接手ニツキ知ル處ヲ述ヘ且ツ其ノ各々ノ特長
ニツキ比較スヘシ

第四問、瓦斯料全制度ヲ熱量制ニヨル場合ニ於テ容量制ノ場合ニ比較シ技術
上注意スヘキ諸點ヲ説明セヨ

第五問、容量萬立方呎ノ單層瓦斯溜ヲ設計スヘシ
但シ瓦斯溜壓力(水柱)五吋トス

(参考下記表)

鋼		山形	板	厚さ	一平方呎ノ重量
		寸法 $2\frac{1}{2}'' \times 2\frac{1}{2}'' \times \frac{5}{16}$			長サ一呎ノ重量3.77対度
		$\frac{11}{4}'' \times 2\frac{1}{4}'' \times \frac{5}{15}$		$\frac{1}{16}''$	2.56対度
		$\frac{11}{2}'' \times 2\frac{1}{2}'' \times \frac{3}{8}$		$\frac{3}{32}''$	8.89''
		$\frac{11}{3}'' \times 3\frac{1}{2}'' \times \frac{3}{8}$		$\frac{1}{8}''$	5.11''
		$\frac{11}{3}'' \times 3\frac{1}{2}'' \times \frac{7}{16}$		$\frac{5}{32}''$	6.39''
		$\frac{11}{4}'' \times 4\frac{1}{2}'' \times \frac{7}{16}$		$\frac{3}{16}''$	7.67''
			工形	$\frac{7}{32}''$	8.95''
		$\frac{11}{4}'' \times 3\frac{1}{2}'' \times \frac{5}{16}$		$\frac{1}{4}''$	10.23''
		$\frac{11}{5}'' \times 3\frac{1}{2}'' \times \frac{3}{8}$		$\frac{11}{16}''$	12.78''
			丸棒	$\frac{3}{8}''$	15.33''
		直徑 $\frac{1}{2}''$		$\frac{1}{2}''$	20.45''
		$\frac{3}{4}''$			
		1''			

第一問、水平瓦斯發生爐ニ新タニ火入作業ヲ爲ス場合留意スヘキ諸點ヲ述ベ

第二問、水平式瓦斯發生爐ニヨル瓦斯ノ製造ニ際シ發生ヨリ精製ニ至ル諸作業カ瓦斯、「タール」及「コークス」ノ性質及歩留リニ如何ナル影響ヲ及ホスヤフ説明セヨ

第三問、導官閉塞ノ種々ナル場合ニツキ其ノ豫防方法及之レヲ開通ニシムル方法ヲ述ヘヨ

第四問、瓦斯熱量測定裝置ノ使用ニ當り熱量測定ノ結果ヲ正確ナラシムル爲メ注意スヘキ諸點ヲ説明セヨ

第五問、次ニ掲タルモノノ構造ヲ圖示シ且ツ其ノ機能ヲ説明セヨ
 (イ) 水封集氣管及浸管〔ハイドロリックメイン〕及〔ライツブパイプ〕
 (ロ) 「タール」排除器、「タール、エキストラクター」

第五回主任技術者詮衝試験問題

(昭和六年十一月二十六日)

甲種試験

第一問、石炭瓦斯ノ製造ニ於イテ原料石炭中ノ灰分カ瓦斯及「コークス」ニ

對シ如何ナル影響ヲ及ホスヤヲ説明シ且ツ瓦斯製造用石炭ノ選定ニ際シ留意スヘキ灰分ノ量及性質ニ就キ記述スヘシ

スヘキ事項ヲ説明セヨ
(口) 供給スル瓦斯ノ壓力ノ變動ヲ少ナカラシムル爲供給上生氣スヘキ事

第三問、瓦斯熱量ノ測定ニ際シ其ノ結果ニ誤差ヲ來サシムキ諸原因ヲ述へ
且ツ之ニ對シ如何ナル措置ヲ爲スヘキヤヲ説明セヨ

第四問、石炭瓦斯ノ製造ニ於テ「アムモニア」ヲ回収スル方法ニ就キ知ル處
ヲ述ヘヨ

第五問、需用戸數一千五百戸當り一日平均瓦斯消費量〇・七立方米ト見迄ル土地ニ於テ之ニ適應スル瓦斯製造所ノ設計ヲ爲ス場合次ノ事項ニ就キ括弧内に記載シ可也

機内ノ數字ヲ如何ニ定ムヘキヤ説明ヲ附シテ記述スヘシ
〔イ〕 製造能力
〔ロ〕 水平式 ハレトルト一箱
〔ハ〕

各基ノ「レトルト」數量

卷之三

ノ寸法トレトルト
高サ幅長サ
ミミミ

(八) 環狀空氣冷縮器
器ノ高サ

同外筒ノ直徑
同内筒ノ直徑
耗 耗

(二) 圓型塔狀拂沈器
器ノ高サ
同直徑

(水) 同上
乾式脱硫器
各個ノ長サ

同 同
深 幅
サ

(一) 同 樣 數 樓
瓦 斯 潤
謂 之 檯 數

清人答對

瓦斯層ノ高サ

同直徑

(耗)

瓦斯溜壓力 (水柱)

(耗)

(注意) 上ノ設計數字ハ便宜呪制ヲ以テ表スモ差支ナシ

乙種試験

(耗)

第一問、石炭瓦斯ノ製造ニ於テ製造量ノ變動ニ對應スル排送機ノ適當ナル操作方法ヲ述ヘ且ツ其ノ不適當ナル場合ニ如何ナル障害ヲ來スヘキヤヲ説明セヨ

第二問、瓦斯ノ不完全燃燒ト使用器具トノ關係ニ就キ知ル所ヲ述ヘヨ

第三問、瓦斯導管ノ施設ニ於テ工事ノ不完全ニ基ク故障ニ就キ知ル處ヲ述ヘヨ

第四問、石炭瓦斯中ニ含有セラル「アンモニア」ノ定量方法及硫化水素ノ存在ヲ檢出スル方法ヲ説明セヨ

第五問、基計量器ニ關シ次ノ事項ヲ説明セヨ

(イ) 器内ノ水準面ノ高低カ瓦斯ノ計量上ニ及ホスヘキ影響

(ロ) 器内ノ水準面ヲ一定ニ保ツヘキ裝置

(ハ) 溶ノ運レ、速ミ及器内ノ水準面ノ偏リノ原因

事六回主任技術者註衝試験問題

(昭和七年十月二十五日)

甲種試験問題 (自午前九時三十分至正午)

第一問、「シャモット」質「レトルト」ト「ダイナス」質「レトルト」トヲ比較其ノ長所及短所ヲ舉ケヨ

第二問、瓦斯液ノ成分及性質ヲ記シ尙之ヲ河川等ニ放流スルニ際シ注意スヘキ點ヲ述ヘヨ

第三問、瓦斯ノ高壓供給ト低壓供給トヲ比較シ且高壓供給ノ場合需用者ニ適當ナル壓力ニ整壓スル諸方法ニ就テ述ヘヨ

甲種試験問題 (自午後一時三十分至午後四時)

第四問、石炭瓦斯ヨリ「ベンゾール」ヲ捕集スル方法ヲ述ヘヨ
石炭一噸ヨリ熱量四千四百瓩「カロリー」ノ瓦斯三百五十立方米ヲ發生シ之ヨリ八瓩ノ粗「ベンゾール」ヲ捕集シタリトセハ瓦斯ノ熱費ハ幾何低下スルヤ、但シ捕集セル粗「ベンゾール」ノ發熱量ハ一瓦ニ付一萬一千「カロリー」ニシテ瓦斯中ノ重炭化水素容量ハ三ヨリ二・三%ニ減シタリ

第五問、瓦斯溜ノ設計ヨリ其建設及使用ニ到ルマテニ亘り注意スヘキ事項ヲ述ヘヨ

乙種試験問題（自午前九時三十分至正午）

第一問、「水平式「レトルト」窯ニ於テ乾留時間ノ長短ニヨリ瓦斯及「コールタール」ノ成分品質等ニ及ホス影響ヲ述ヘヨ

第二問、瓦斯液ノ成分及性質ヲ記シ尙之ヲ河川ニ放流スルニ際シ注意スヘキ點ヲ述ヘヨ

第三問、瓦斯供給上ノ事故及其ノ原因ニ就テ述ヘ且之ヲ豫防スヘキ方法ヲ記スヘシ

乙種試験問題（自午後一時三十分至午後四時）

第四問、午後三時ニ瓦斯溜ノ瓦斯ノ量ヲ検シタルニ二千四百立方米ナリ同時刻ヨリ翌朝七時迄ニ九百十立方米ヲ送入シ二千五十一立方米ヲ送出シタリトセハ七時ニ於ケル残瓦斯量幾何ナリナ、但シ瓦斯ノ平均溫度ハ下ノ如シ
午後三時 二十七度 摄氏
午前七時 十八度 同
送入瓦斯 三十度 同
送出瓦斯 二十度 同

第五問、次ノ事項ニ付簡単ニ説明スヘシ
標準熱量 瓦斯料金ノ熱量制 溫式脱硫法 無水槽瓦斯溜

第七回主任技術者詮衡試験問題

（昭和八年十一月七日）

甲種試験問題（午前九時三十分至正午）

第一問、「レトルト」窯加熱發生爐瓦斯ニ就キ次ノ諸點ヲ説明セヨ

(イ) 発生爐瓦斯生成ノ化學反應

(ロ) 生成セル發生爐瓦斯ノ成分

(ハ) 瓦斯發生爐ノ操作力發生爐瓦斯ノ成分ニ及ホス影響

第二問、瓦斯ノ比重カ瓦斯ノ供給設備及供給作業上ニ及ホス影響ニ就キ知ル處ヲ述ヘヨ

第三問、木炭、石炭瓦斯、電氣及石油ニ就キ家庭用熱源トシテノ長短ヲ比較

説明セヨ

甲種試験問題（自午後一時三十分至午後四時）

第四問、「ウンケルス」式流水型瓦斯熱量測定裝置ニ依ル次ノ記錄ニ就キ正當ナルスト認ムル點アラハ之ヲ指摘シ其理由並ニ是カ是正ノ方法ヲ説明セヨ

室内ノ溫度 二〇、五度 摄氏

瓦斯ノ溫度 一八、八度 同

燃燒廢氣ノ溫度 二三、四度 同

瓦斯「メートル」ニ「瓦斯「メートル」」ノ入口
於ケル瓦斯ノ壓力「瓦斯「メートル」」ノ出口
瓦斯「メートル」ノ補正係數
流水溫度測定溫度度計ノ補正係數
一回ノ測定ニ燃燒シタル瓦斯ノ容積
測定シタル流水 温度ノ差 第一回ノ測定 不明 不明 同
第一回ノ測定 第二回ノ測定 不明 明 同
第三回ノ測定 不明 明 同 摄氏
七・六度 八・四度 同
同

第五問、水平式瓦斯發生爐ノ設計上特ニ考慮ヲ要スヘキ主要ナル點ニ就キ詳
述セヨ

乙種試験問題（自午前九時三十分至正午）
第一問、供給瓦斯ノ標準熱量ヲ三、六〇〇瓦「カロリ一」ヨリ四、〇〇〇瓦「カ
ロリ一」ニ變更スルニ際シ製造竝ニ供給上講スヘキ必要ナル措置ヲ問フ
第二問、次ノ事項ニ就キ知ル處ヲ述ヘヨ
(イ)「レトルト」炭素ノ成因及除去方法並ニ其ノ生成ヲ少ナカラシムヘキ
措置方法
(ロ)昇管（アッセンションパイプ）閉塞ノ原因

第三問、木炭、石炭瓦斯、電氣及石油ニ就キ家庭用熱源トシテノ長短ヲ比較
説明セヨ

乙種試験問題（自午後一時三十分至午後四時）
第四問、瓦斯製造所ニ於ケル次ノ諸裝置ニ就キ略圖ヲ用ヒテ其ノ適當ナル配
列竝ニ主要ナル連絡導管（副導管ヲ含ム）及「ヴァルブ」ノ配置ヲ示シ且
横線ヲ附シタル裝置ノ機能ヲ簡單ニ説明セヨ
(イ)石炭瓦斯發生裝置
(ロ)拭洗器
(ハ)乾式脫硫器
(ニ)「タール」排除器
基整壓器
排送機
空氣冷縮器
(チ)瓦斯液溜
(リ)瓦斯溜
(ス)瓦斯溜
基「メートル」

第五問、(イ) 次ノ瓦斯熱量測定記録ニ基キ瓦斯熱量(溫度攝氏零度氣壓水銀柱七六〇耗ニ於ケル乾燥セル狀態ノ)ヲ計算セヨ

室内溫度

瓦斯ノ溫度

燃燒廢氣ノ溫度

瓦斯「メートル」ニ於ケル瓦斯ノ壓力

大氣ノ壓力(溫度零度ニ換算セルモノ)

瓦斯「メートル」ノ補正係數

燃燒シタル瓦斯ノ容積

測定シタル熱量計入口ニ於ケル平均

流水ノ溫度一熱量計出口ニ於ケル平均

測定シタル水ノ重量

但シ

(1) 溫度ト水蒸氣ノ最大張力トノ關係下ノ如シ

溫 度(攝氏)	18度	19度	20度	21度	22度
---------	-----	-----	-----	-----	-----

水蒸氣ノ最大張力 張力(水銀柱)	15.36粍	16.36粍	17.39粍	18.50粍	19.66粍
---------------------	--------	--------	--------	--------	--------

(ea) 溫度攝氏零度ノ氣壓水銀柱七六〇耗ニ於ケル乾燥セル狀態ノ瓦斯熱量ニ換算スヘキ係數ノ算式下ノ如シ

$$\text{係數} = \frac{273}{760} \times \frac{\text{乾燥狀態ニ於ケル瓦斯ノ絕對壓力}}{\text{瓦斯ノ絕對溫度}}$$

(ロ) 前項ノ瓦斯熱量測定後ニ於テ瓦斯「メートル」ヲ検査シタル結果其ノ正確度ハ「〇・二%ノ誤レ」ナルコトヲ確知シタリトセバ以上ノ測定瓦斯熱量ハ如何ニ訂正セラル可キヤ

第八回主任技術者詮衡試験問題

(昭和九年十一月二十二日)

乙 種 試 驗 問 題 (自午前九時三十分至正午)

第一問、瓦斯導管及瓦斯溜ニ對スル漏洩検査ノ方法並ニ漏洩箇所修理ノ方法ニ就キ次ノ場合ニ分チテ説明スペシ

(イ) 新設直後

(ロ) 設備使用中

第二問、認可ヲ申請スベキ瓦斯ノ標準熱量ハ如何ナル點ヲ考慮シテ定ムレバ

可ナルヤ其ノ要點ニ就キ詳説セヨ

乙種試験問題 (自午後一時三十分至午後四時)

第三問、瓦斯器具ノ效率ニ就キ知ル所ヲ述べヨ

第四問、(イ) 瓦斯中ノ「タール」「アムモニア」「硫化水素」ノ有無ヲ検出スル方法ヲ問フ

(ロ) 瓦斯溜壓力算定ノ方法ヲ述べ、且次ノ場合ニ於ケル値ヲ算出セヨ
有水槽式單層瓦斯溜アリ其ノ直徑一五米、瓦斯溜壓力一〇〇耗(水柱)ナル時更ニ其ノ壓力ヲ一四〇耗(水柱)ニ高ムル爲ニ瓦斯層ニ加重スベキ重量幾何ナリヤ(延ヲ以テ表示ノコト)

甲種試験問題 (自午前九時三十分至正午)

第一問、石炭ノ低温乾燥方法ニ就キ知ル所ヲ述べ、併セテ石炭ノ高温乾燥ト低溫乾燥ニ因ル諸生産物ニ付其ノ相違點ヲ比較説明セヨ

第二問、自働式瓦斯熱水器ノ構造機能ヲ略圖ヲ用ヒテ説明セヨ

甲種試験問題 (自午後一時三十分至午後四時)

第三問、瓦斯管ノ種類ヲ舉ゲ其ノ材質及適當セル用途並ニ接合方法ヲ述べ且之等接合方法ノ得失ニ付説明スベシ

第四問、瓦斯ノ標準熱量三、八〇〇延「カロリー」(平均比重〇・五六)、平均

壓力四五耗(水柱)ニ適合スペキ家庭用瓦斯七輪ヲ設計シ且設計上注意スペキ諸點ヲ説明セヨ

(略圖ヲ畫キ主要寸法ヲ記入スペシ)

(参考)

i 瓦斯噴出量計算式

$$Q = \frac{4010}{P} \times H/d$$

Q 一時間ノ噴出瓦斯量(立)

A 瓦斯噴出孔ノ断面積(平方厘米)

H 瓦斯噴出孔直前ニ於ケル瓦斯壓力(水柱厘米)

d 瓦斯ノ比重(空氣=1)

一次空氣孔ノ面積ハ燃燒瓦斯熱量一時間八〇〇延「カロリー」ニ對シ一平方厘米ヲ標準トス

焰口總面積ハ燃燒瓦斯量一時間〇・二二立方米ニ對シ一平方厘米ヲ標準トス

混合管ノ斷面積ハ焰口總面積ノ七五%、混合管ノ長サハ其ノ内徑ノ八倍ヲ標準トス

道 路 法

(大正八年四月十一日)
法律第五八號)

一一〇

- 第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ
於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- 第二條 左ニ掲クルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但
シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場
- 二 道路ニ附屬スル溝、竪木、支壁、柵道路元標、里程標及道路標識
- 三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場
- 四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ
- 第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス
- 一 國道
- 二 府縣道
- 三 市道

- 四 町村道
- 第十七條 國道ハ府縣知事其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス
但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管
理者トス
- 第二十八條 管理者ハ交通ヲ防ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認ス
ルコトヲ得
- 國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコト
ヲ得
- 前項ノ規定ニ候ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得
管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル
占用ニ付テハ此ノ限りニ在ラス
- 第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用力法令ニ依リ土地ヲ收回又ハ使用ス
ルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正
當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタル
トキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定
ムルコトヲ得
- 第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管

一一二

理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一条 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第五十一條 左ニ掲タル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル

工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得前二項ノ規定ハ主務大臣が第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ 指定ニ關スル件

(大正八年十一月四日勅令第四六一號)

道路法第十七條但書ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス

東京市 京都市 大阪市
横濱市 神戸市 名古屋市

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一一三

道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ 關スル申請手續

一一四

(大正九年六月十六日)
(内務省令第一五號)

道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ關スル申請手續左ノ通相定ム
第一條 道路法第二十九條ノ規定ニ依リ許可若ハ承認又ハ占用料ノ決定ヲ受ケ
ムトスルモノハ地方長官ヲ經由シ申請書ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル申請ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ

一 申請事項

二 申請理由

管理者ニ提出セル申請書及其ノ指令書ノ謄本又ハ占用料告知書其ノ他ノ
處分書ノ謄本

三 事業ノ種類及其ノ計畫

占用區域(附近地形圖及占用區域ノ圖面ヲ添附シ其ノ區域内ニ他ノ工作
物アルトキハ之ヲ明示スルコト)

四 占用期間

第二條 前條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ處分アリタル日ヨリ六十日内ニ地方
長官ニ之ヲ提出スヘシ
地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ十四日内ニ内務大臣ニ之ヲ進
達スヘシ

附 則

本令ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ノ處分ニ付テハ第二條第一項ノ規定スル期間ハ本令施行ノ日ヨリ起
算ス

道路及其ノ附屬物ノ占用ノ許可又ハ 承認ニ關スル件

(大正九年七月一日)
(内務省訓令第十一號)

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ付テハ特別ノ事由
アル場合ヲ除クノ外左ノ定ニ依ルヘシ

一一五

第九條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲道路ノ地下ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

一 本線ハ車道ノ地下ニ支線ハ歩道ノ地下ニ築設スルコト但シ歩車道ノ區別ナキ箇所ニ於テ本號ノ適用ニ付テハ道路幅員ノ中央三分二ヲ車道兩側各

六分一ヲ歩道ト看做ス

瓦斯管路ノ本線ト電線路ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設セサルコト

下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト

電線路及瓦斯管路ノ引込線ハ直接本線ヨリ分歧セサルコト

下水道本線ノ頂部ト路面トノ距離八十尺以上タラシムルコト但シ工事上又ハ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル場合ニ限り三尺迄短縮シ得ルコト

上水道電線路及瓦斯管路ノ本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ限り二尺迄短縮シ得ルコト

地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有セシムルコト

車道ニ築設スル地下工作物ノ耐力ハ道路構造令又ハ街路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當セシムルコト

地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地上建築物トノ距離ハ作業上保安上

九 八 七 六 五 四 三 二

支障ヲ來ササル限り之ヲ接近セシムルコト

第十二條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲必要アルトキハ橋梁ノ耐力ニ影響ヲ及ササル範圍ニ於テ橋梁ノ兩側又ハ橋床下ヲ占用セシムルコトヲ得

特別稅廢止ニ關スル件

(明治四十四年七月廿七日)

(東京市長稟請ニ對スル若槻大藏次官通牒)

明治四十四年六月三十日發第三〇七九號稟請ニ係ル明治四十四年度以降特別稅變更並増額ノ件ハ類似ノ業務ヲ營ム會社ノ間ニ於テ負擔ノ割合公平ヲ缺クモノト認メ候得共今之ヲ矯正セムトルハ市財政ノ不便渺カラサルモノト被存候ニ付本年度限り特ニ許可セラレ候ヘ共特別稅電路稅及瓦斯管稅變更及增額ノ結果ハ被稅者タル電燈瓦斯兩會社ノ負擔ヲシテ著ク其ノ權衡ヲ失ハシメ且被稅會社ハ數次納稅ノ結果會社計算ノ基礎其ノ都度動搖シ事業ノ方針ヲ樹ツル能ハサルニ至リ租稅ノ性質トシテ良好ナラサルヲ以テ明年度以降ハ電燈瓦斯各會社ニ對シ同一歩合ニ依リ其ノ利益ノ一部ヲ納付セシムル制度ニ改メ會社トノ間ニ報價契約ヲ締結シ右特別稅ハ廢止相成様致度此段依命通牒候也

道路占用ニ關スル件

一一八

(大正九年五月二十六日
東京市長何同年七月八日東京府知事移牒)

五月二十六日經發布第四四七九號ヲ以テ標記ノ件何出相成候ニ付其ノ筋へ通達候處道路ノ使用ハ道路法第六十七條ノ規定ニ依リ管理者ノ許可ヲ得タル占用ト看做サル、モ交通ヲ妨クル等特別ノ事由ナキ限りハ同條但書ノ規定ニ依リ失款セシムルハ妥當ナラサル義ト存候尙將來此ノ種ノ占用ノ許可ニ付御申出ノ如キ條件ヲ附スルハ不可然義ト存候從來此ノ種ノ事實アルモノニ付テハ相當時機ヲ見テ右方針ニ依リ可然御措置相成度旨回答有之候ニ付及移牒候也

道路占用ニ關スル件

(大正九年五月二十六日
東京市長何經發第四四七九號)

(甲號)

本市ト東京瓦斯株式會社及東京電燈株式會社トノ間ニ別紙ノ通り報償契約ヲ締結致居候處道路法實施ノ結果市ノ義務ニ屬スル道路並其附屬物ノ使用承認ハ或

ハ履行不能ニ相成ルヤニモ解セラレ日下右契約ノ效力ニ關シテ研究中ニ有之候然レトモ道路法施行前市ノ爲シタル個々ノ道路使用承認ハ同法第六十七條ノ規定ニ依リ引續キ有效ト看做サルヘキ儀ト存候得共右會社ノ占用權ニ對シ此際同條但書ノ規定ヲ適用シテ一先其ノ效力ヲ失ハシメ更メテ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可スル場合ニ於テハ其條件トシテ公益上一種ノ負擔付許可ノ形式ヲ採リ現ニ存スル報償契約ト略同一ノ内容即チ東京瓦斯株式會社トノ契約第五條第六條及第七條ノ如キ事項ヲ附加致度候處右ハ支障無之候哉至急何分ノ御回示仰度此段仰上候也

(參照)

第五條 會社ノ供給スル瓦斯料金ハ一千呎ニ付當分金壹圓八拾錢トシ明治四十五年七月一日以降ハ金壹圓七拾壹錢トス

第六條 會社ハ其ノ拂込資本額ニ對スル年率九分ノ配當ヲ標準トシ尙ホ過剩アルトキハ其過剩額ヲ會社及需用者ニ均分スルノ主義ヲ據リ次ノ事業年度ニ於テハ該過剩金ノ半額ニ比準スル料金ヲ引下クヘシ若九分ニ達セサル場合ハ特ニ料金壹圓七拾五錢マテヲ限度トシ其ノ不足金ノ半額ニ比準スル引上ヲ爲スコトヲ得

炭價ノ激變其ノ他特別ノ事情ニ因リ更ニ料金ノ引上ヲ必要トスル場合ニハ別

ニ市ノ承認ヲ求ムヘシ
第七條 會社ハ市有又ハ市ノ管理ニ屬スル道路、橋梁、公園其ノ他ノ土地營造物ニ供給スル瓦斯料ニ限り普通料金ヨリ貳割ヲ減スヘシ

道路占用ニ關スル件

(大正九年六月二十九日東京府知事宛東土第一九〇號内務省地方局長回答)

(乙號)

本月一日申土甲第二七五一號標記ノ件道路使用ハ道路法第六十七條ノ規定ニ依リ管理者ノ許可ヲ得タル占用ト看做サルモ交通ヲ妨クル等特別ノ事由ナキ限りハ同條但書ノ規定ニ依リ失效セシムルハ妥當ナラサル儀ト存候間將來此ノ種ノ占用ノ許可ニ付御申出ノ如キ條件ヲ附スルハ不可然儀ト存候從來此ノ種ノ事實アルモノニ付テハ相當時期ヲ見テ右方針ニ依リ可然御措置相成度此旨東京市長ニ御示達相成度

警 視 廳 達 (瓦斯管理設工事ニ關スル命令書)

警視廳津方第一八六號 (大正三年九月二十三日)

東京瓦斯株式會社

道路ニ於テスル工事ニ付其施行方法往々亂雜ニ涉リ交通上ノ妨害ト爲ルコト渺カラサルニ因リ自今其社事業ニ關シ道路ニ於テ工事ヲ爲ス場合ニハ左ノ事項ヲ遵守シシ
一、長距離ニ亘ル工事ハ成ルヘク之ヲ數區ニ分割シ一區ツツノ竣成ヲ俟チ順次施行スヘキコト
二、道路ノ全幅又ハ其大部分ニ亘ル工事ハ成ルヘク片側ツツ施行シ一方ニ於テ車馬往復ノ餘地ヲ存セシムル事
三、一旦工事ニ著手シタル時ハ猶豫ナク其竣工ヲ急クヘキ事
四、工事用材並ニ堀鑿シタル土石等ヲ亂雜ニ放置シ車馬ノ通行ヲ妨ケ又ハ人家ノ出入口ヲ塞ク等ノ事ナカラシムヘキハ勿論特ニ消防栓ヲ閉塞セサル様注意スヘキ事
五、工事ノ爲メ道路泥濘若クハ不平埴ト爲リ諸車等ノ通行危險ナル場合ニ於テハ厚板又ハ多量ノ砂利ヲ敷詰ムル等通行ノ安全ヲ圖ルヘキ事

- 六、運搬ニ係ル工事用土石類ノ途上ニ墜落シタルトキハ速ニ取片附ヲ爲ス
ヘキ事
- 七、道路ヲ堀鑿シタル時ハ其周圍ニ竹木類ヲ堅牢ナル防護ヲ設ケ又ハ厚板
ノ覆蓋ヲ施シ且ツ夜間ハ十分ナル燈火ヲ點スル等危險豫防ノ裝置ヲ怠ラ
サルヘキ事
- 八、工事終了シタル時ハ殘餘ノ用材及土石等ハ速ニ取片附ヲ爲シ堀鑿シタ
ル道路面ハ速ニ原形ニ復セシムヘキ事

交通取締規則抜萃

警視廳令第五號（大正十五年二月）

- 第五條 道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタル
トキハ直ニ之ニ從フヘシ
- 第六條 車馬ヲ操縦シ又ハ馴スル者ハ左ニ定ムル所ニ從ヒ信號ヲ爲スヘシ但
シ已ムヲ得サルトキハ他ノ適當ナル信號ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
一、右折セムトルトキ右手ヲ開キ右方水平ニ舉ク
二、左折セムトルトキハ左手ヲ開キ左手水平ニ舉ク
三、停止セムトルトキハ右手又ハ左手ヲ握リ斜下ニ出ス

四、後者ヲシテ追越サシメムトルトキ、右手又ハ左手ヲ開キ右方又ハ左
方水平ニ舉ケ之ヲ前後ニ動カス

五、道路ノ交叉點ニ於テ前進セントトルトキ右手又ハ左手ヲ前方ニ水平ニ
舉ク

前項第一號乃至第四號ノ信號ハ腕ヲ外方ニ突出シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 道路ヲ通行スル者ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、歩行者、兒童、幼兒ノ隊伍及小兒ノ車ノ類ハ歩道ノ左側
二、緩行車馬（足踏自轉車、牛馬車、人力車、等）隊伍、神輿、葬列其他ノ行列、長大
物件ヲ運搬スル者及二人以上ニテ物件ヲ運搬スル者ハ車道ノ左側
三、疾行車馬（自動自轉車、等）ハ車道ノ中央部左側

幅員十一米（六間）以上ノ道路ニシテ歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ
前項ノ適用ニ關シ道路ノ兩側ニ於テ各其幅員ノ六分ノ一ヲ歩道、其他ノ
部分ヲ車道ト看做ス

第八條 軌道敷内ハ横斷其他已ムヲ得サル場合ノ外通行スヘカラス但シ疾行
車馬ニシテ電車ノ進行ヲ妨ケサル場合ハ此限ニ在ラス

第九條 電車ノ直前又ハ直後ニ於テ軌道ヲ横断スヘカラス

第十條 人家連擔ノ場所ニ在リテハ車馬ハ其幅員ノ二倍半以上ノ幅員ヲ有ス

ル道路ニ非サレハ通行スルコトヲ得ス但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此限ニ在ラス
前項ノ車馬ノ幅員ハ車馬自體及積荷ノ最突出シタル部分ニ就キ之ヲ測定ス

第十一條 車馬連續シテ進行スルトキハ前者ニ對シ疾行車馬ハ十米（五間三尺）以上、緩行車馬ハ三米（一間四尺）以上ノ距離ヲ保ツヘシ

第十二條 車馬ハ濫ニ追越シ又ハ併列進行スヘカラス

第十三條 他ノ車馬ヲ追越サムトスルトキハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避讓又ハ第六條ノ規定ニ依ル信號ヲ待チテ之ヲ爲スヘシ

第十四條 車馬ハ乗客乗降中ノ電車ヲ追越サムトスルトキハ其電車ヨリ二米（約一間）以上ノ間隔ヲ保有シ徐行スヘシ但シ安全地帶ノ設ケアル停留所ニ於テ乗降客幅轍セサルトキハ此限ニ在ラス

第十五條 交通頻繁ナル道路ノ交叉點ニ於ケル車馬ノ右折ハ之ヲ避クヘシ

第十六條 車馬ハ道路ノ交叉點ニ於テ右折セントスルトキハ車道ノ左側ニ一時停止シ進マントスル方向ノ交通ノ開カルルヲ待チテ進行ヲ始ムヘシ

第十七條 道路ノ交叉點ニ於テ停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキ

ハ其交叉セル部分ニ立入ルヘカラス

前項ノ制限ヲ越エタル後停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキハ直ニ其場ニ停止シ警察官吏ノ指揮ヲ待ツヘシ

第十八條 出火場ニ趣ク消防車接近シ來リタルトキハ車馬ハ避讓シ進行ヲ停止シテ其通過ヲ待ツヘシ

第十九條 同一方向ニ進行スル車馬ニ在リテハ緩行車馬ハ疾行車馬ニ其交通ヲ讓ルヘシ

第二十條 車馬ノ進路交叉シ衝突ノ虞アルトハ他ノ車馬ヲ左ニ見ルモノニ於テ一時停止シ其通過ヲ待ツヘシ

第二十二條 尖端アル物件ヲ運搬スルトキハ其尖端ヲ經東スル等危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十三條 不潔物、見苦シキ物、飛散、漏出若ハ墜落シ易キ物又ハ著シキ騒音ヲ發スル者ヲ運搬スルトキハ覆蓋其他適當ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 酒氣ヲ帶ヒタル者又ハ不熟練ナル者ハ車馬ヲ操縱シ又ハ馭スヘカラス

第二十六條 道路ニ車馬ヲ駐ムルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ但シ特ニ指示アリタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一、進行ノ方向ニ向ケ車道（歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路）ノ左側端ニ駐ムルコト但シ二輪ノ自轉車ハ歩道上車道側ニ駐ムルコトヲ得ルコト
- 二、道路ノ交叉點、曲角ガード又ハ橋梁等ヨリ五米二間四尺以内ニ駐メサルコト
- 三、火災報知機、消火線又ハ人孔等^{マシンホール}ヨリ三十六米（二十間）以内ニ駐メサルコト
- 四、電車停留場側ニ於テ其標示柱ヨリ三十六米（二十間）以内ニ駐メサルコト
- 五、建設物ノ出入口ニ駐メサルコト
- 六、車道（歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路）ノ幅員十一米（六間）未滿ノ道路ニ在リテハ兩側ニ相對シテ駐メサルコト
- 二輪ノ自轉車ニ關シテハ前項第四號乃至第六號ノ規定ヲ適用セス
- 第三十六條 左ニ掲タル行為ヲ爲サムトスルトキハ其目的、方法、期間及區域又ハ場所ヲ具シ所轄警察官署（第八號乃至第十二號ノ場合ハ出發地所轄警察官署）ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 一、道路ニ工事ヲ施サムトスルトキ
- 二、道路ニ於テ作業ヲ爲サムトスルトキ

- 三、工事ノ爲道路ニ竹木、土石其他材料ヲ置キ又ハ掛出、板圍、繩張、足代、支柱等ヲ設ケムトスルトキ
- 四、道路ニ鐵杭、舞臺、掛小屋等ヲ設ケムトスルトキ
- 五、道路ニ電柱、揭示板、廣告札、榜標、柵欄、街燈、飾門、飾塔、跨道ノ類ヲ設ケントスルトキ
- 六、道路ニ屋臺店ノ類ヲ出サムトスルトキ
- 七、道路ニ於テ寄附金品ヲ蒐集シ又ハ物件ヲ販賣若ハ交付セムトスルトキ
- 八、道路ニ神輿、山車、踊屋臺等ヲ出サムトスルトキ
- 九、廣告、宣傳等ノ爲旗幟看板行燈等ヲ用ヒ通行セムトスルトキ
- 十、異様ノ扮裝ヲ爲シ又ハ數人連行樂器ヲ鳴ラシ通行セムトスルトキ
- 十一、道路ニ於テ特別ノ設備ニ依リ車馬ヲ牽引シ又ハ物件ヲ移轉若ハ運搬セムトスルトキ
- 十二、道路ニ於テ徒步競走ヲ爲ムトスルトキ
- 十三、前各號ノ外交通ノ妨ケトナルヘキ方法ニ依リ道路ヲ使用セムトスルトキ
- 第三十七條 道路管理者ヨリ道路占用ノ許可又ハ承諾ヲ承ケタル者ト雖前條ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其占用ヲ開始スルコトヲ得ス

第三十八條 道路ニ工事ヲ施ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、工事區域ハ工事ニ直接必要ナル限度ニ止ムルコト
- 二、工事區域ハ堀上土砂、機械、器具、材料ノ置場竝復舊工事未完成ノ部分ヲ合シ左ノ制限ヲ超エサルコト

(イ) 延長

電線路埋設工事ニ在リテハ七百二十七米二七(四百間)但シ掘坑ハ三百六十三米六四(二百間)軌道工事ニ在リテハ三百六十三米六四(二百間)管路埋設工事ニ在リテハ二百七十二米二四(百五十間)但シ掘坑ハ九十九一(五十間)

(ロ) 幅員

道路幅員ノ六分ノ一

三、數工區同時ニ工事ヲ行フトキハ各工區間ニ五十四米五四(三十間)以上ノ距離ヲ保ツコト

四、前二號ニ依リ難キトキ又ハ一工區ノ工事十日以上ニ亘ルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルコト

五、道路ヲ横断シテ工事ヲ行ハムトスルトキハ之ヲ兩分シ其一半ヲ終リタル後ニ非サレハ他ノ一半ニ着手セザルコト、但シ已ムヲ得サル場合ニシ

テ交通上支障ナカシムル爲架梁其他適當ナル設備ヲ爲シタルトキハ此限り在ラス

六、建設物ノ出入口ニ接近シテ工事ヲ行フトキハ出入ニ支障ナカラシムル爲適當ナル措置ヲ爲スコト

七、消火栓ノ位置ヲ變換シ又ハ消火栓ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スルトキハ適當ナル標識ヲ以テ其位置ヲ明示スルコト

八、土砂又ハ材料ノ類ヲ以テ消火栓、人孔等ヲ掩蔽シ又ハ下水ノ措通若ハ路面竝街渠ノ排水ヲ妨害セサルコト

九、湧水、溜水等ヲ路面ニ溢水セシメサルコト

十、工事終リタルトキハ遷滞ナク交通上支障ナキ狀態ニ復スルコト

十一、工事ニ著手シタルトキ及前號ノ狀態ニ復シタルトキハ直ニ所轄警察官署ニ其旨届出ツルコト

十二、工事現場ニハ起業者及請負人ノ住所氏名並工事ノ期間ヲ標示スルコト

第四十三條 道路ニ於テ車馬ニ依リ人畜ヲ殺傷シ又ハ他人ノ物件ヲ損壊シタルトキハ過失ノ何レニアルヲ問ハス直ニ停止シ警察官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

前項ノ場合警察官吏在ラサルトキハ被害者ノ救護其他必要ナル措置ヲ爲シタル後自己及雇主ノ住所、氏名（法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地）ヲ被害者若ハ其同伴者ハ告知シ且事實ヲ最寄警察官吏ニ申告スヘシ前二項ノ措置ヲ爲スニ付乗客ハ之ヲ妨クヘカラス

第四十四條 本令ノ規定ニ違反シ又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ本令ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其違反行爲ヲ教唆シ又ハ帮助シタル者亦同シ

道路占用並工事施行ニ關スル協定事項抜萃

第一章 占用手續ニ關スル件

第一條 地上地下工作物ノ爲道路占用ニ關スル申請、照會、通知書ニハ工事仕様書、平面圖及縱斷面圖又ハ構造圖ヲ添附シ該圖書ニハ左記要件ヲ具備スヘキモノトス

一、使様書ニ記載スヘキ事項

工作物ノ種類（地下管線路ニ在リテハ其口徑及本支線ヲ區分ス）

工作物ノ構造（單純ナルモノハ之ヲ略スルコトヲ得）

占有位置（自何區何町何番地先又ハ
何區何町何番地至何町何番地）及其延長（延長ハ管路
管路ニ限ル）

堀鑿幅員

工事着手及竣工定期日

二、平町圖（埋設物ハ縮尺六百分ノ一以 上其他の工作物ハ適宜トス）

（イ）地下管線路ハ側溝ノ宅地側若ハ街渠ノ歩道側ヨリ又側溝街渠ナキ個所ハ附近ノ固定構造物ヨリ管線ノ中心迄ノ枝距ヲ三十間毎ニ記入シ尙既設工作物ト交叉スル個所管線路ノ屈曲及接續口徑ノ異ナル個所等ハ特ニ明細ニシ道路ノ迂角又ハ屈曲部ニ相當スル個所ハ地名地番ヲ附記ス

（ロ）地下管線路以外ノ工作物ハ前號ニ準シ其位置並隣接スル既設工作物ノ關係ヲ明示ス

（ハ）鋪裝道路ノ堀鑿ヲ要スル個所ハ符號又ハ註記ヲ以テ容易ニ識別シ得ル如クス

（ニ）工作物ノ位置ニシテ規定又ハ協定ノ要求ニ合シ得サルモノハ其理由ヲ圖上ニ註記ス

三、縱斷面圖（主トシテ埋設物ノ爲ニ要スルモノニシ
テ縮尺ハ概六百分ノ一以百分ノートス）

（イ）起點ヨリ終點ニ至ル管線路等ノ延長及路面高、計畫高、上脊高ヲ本市ノ水準基標ニ依リ計算シ特ニ土被リ厚ヲ記入シ尙既設工作物ト交

又スル個所アルトキハ之ヲ明示ス

(口) 埋設物ノ土被り規定ノ厚ニ達セサル個所アルトキハ其理由及必要ナル防護處置ヲ註記ス

四、構造圖(主トシテ地上工作物及埋設物附)

適當ナル縮尺ト圖式ニ依リ其構造ヲ明示シ特ニ占用上所要ノ寸法ヲ記入ス

但シ建柱類等其構造單純且價用ノモノニアリテハ本圖ヲ要セス又豫メ構造様式ヲ定メ道路局ノ同意ヲ得タルモノハ仕様書ニ其旨ヲ記入シ之ヲ省略スルコトヲ得

第三條 道路下ニ於ケル管線ノ口徑三吋未滿ニシテ道路ノ縱方向ノ延長五間以上ニ亘ラサル各戸引込線ノ新設、改設撤去ニハ第一條ノ手續ヲ省略シ工事着手届(通知)ノ手續ニノミ由ルモノトス該届(通知)書ニハ工作物ノ種類管線ノ口徑、占用位置、延長、堀鑿幅、深及工事實施期日ヲ記入シ、鋪裝道路ニ在リテハ關係位置ノ略圖ヲ添付ス(大正十五年七月二十七日改正)

鋪裝道路ニ在リテハ本條ノ手續以外其堀鑿ニ關シ道路局(第一道路課)ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第四條 工事ノ着手、竣工及工事中一部ノ設計變更ニ關シテハ左記ノ手續ヲ爲スモノトス

一、工事着手届(通知)ハ豫メ占用手續ヲ了セルモノハ實施三日前迄ニ道路課區出張所宛二通ヲ(内一通ハ第一道路課區出張所)(ヨリ道路局庶務課ニ回送ス)提出シ第三條ニ依ル小引込線ノモノハ同様一通ヲ提出ス

二、工事竣工セハ市區道路掛員ノ立合検査ヲ受ケタル後第一道路課區出張所宛工事竣工通知一通ヲ提出ス

三、工事既設工作物ノ障害其他ノ事情ニ由リ當初ノ設計ニ變更ノ必要ヲ生シタルトキハ其都度口頭ヲ以テ市區出張所道路掛員ニ通知スルト共ニ變更部分ヲ明示セル略圖ヲ添へ道路局ニ豫報ス

四、工事ニ起因シテ他ノ既設工作物(小引込線ヲ除ク)局部ノ小移轉ヲ行ハムトスルトキハ左ノ手續ヲ爲スモノトス

(イ) 要求者ハ關係工作物移轉要求事項(成ヘク時圖)ヲ道路局庶務課へ報告通知ス

(口) 被要求者ハ先ツ工事實施期日及移轉概況ヲ道路局(庶務課)ニ豫報シ竣工後ハ新舊位置ヲ比較セル簡明ナル出來形圖面ヲ提出ス

第八條 道路工作物ノ位置選定ニ關シテハ大正九年七月内務省訓令第十一號
道路占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件、同年四月遞土第一號遞信省令電氣工作物規程ニ依ルノ外左ノ事
項ヲ協定ス

- 一、新設又ハ改築道路下ニ於ケル管線路ノ位置ハ大正十四年五月復興局調
製ノ「地下埋設物配置標準圖例」ニ依リ既設道路ニ於ケル工作物ノ占用
幅員ハ同標準圖例ヲ準用ス
- 二、歩道下ニ於ケル各種支線ノ土被り厚ハ最小限二尺迄之ヲ減少スルヲ得
但シ歩車道境界ノ設備ナキ道路ハ此限ニ在ラス
- 三、支柱類ハ路端ノ緣石又ハ歩道ノ車道道緣石ニ接著シテ建設中スルモノ
トス但シ路端ニ緣石ナキ場合ハ其路端ヨリ柱ノ中心迄ノ距離ヲ一尺以内
トス

第三章 工事施行上一般ニ關スル件

第九條 道路ニ關スル工事ハ其大小ヲ問ハス交通上ノ障碍ヲ小極度ニ制限セ
サルヘカラス之カ爲必要ナル計畫、施設ヲ行フハ勿論特ニ現場監督ノ勵
行ヲ期スルモノトス

第十條 工事個所（ノ共兩端）ニハ通行ニ關スル制札ノ外所定ノ工事標示板

（大正十二年一月）ヲ樹立スルモノトス

第十五條 工事ノ爲交通者ニ危險ヲ及ホス虞アル個所圍ニハ圍柵其他ノ安全
設備ヲ施シ且夜間ハ注意燈ヲ點スルモノトス

第十六條 工事中土砂又ハ材料ノ類ヲ以テ水道消火栓附近ヲ閉塞シ又ハ下水
ノ疏通路面ノ排水ヲ妨碍スヘカラス

第十七條 交通頻繁ナル道路ニ在リテハ晝夜兼行其他作業能力ノ増加依リ成
ヘク短期間工事ノ竣工ヲ努メ已ムヲ得サル場合ハ夜間交通減少シタル時
ニ於テノミ作業ヲ施行スルモノトス

第十八條 道路ノ鋪装、改築、電車軌道敷設等大ナル道路工事ノ爲必要ヲ生
シタル他ノ工作物ノ移動工事ハ成ヘク緑合セ其要求ニ應シ施行スルモノ
トス

第十九條 埋設物工事ニ於テ其位置他ノ工作物ニ接近又ハ交叉スルトキハ前
日迄ニ關係工作物管理者ニ通知シテ其立合ヲ求ムルモノトス

第二十三條 工事用材料ハ交通及排水關係以外ニ於テ街路ノ美觀ヲ害セサル
様常ニ其整頓ニ注意シ一小部品ト雖モ亂雜ニ放置スルコトヲ得ス

第二十六條 道路ヲ横断シテ堀鑿スルトキハ片側ノ工事ヲ完成シタル後他側
第 四 章 堀鑿工施工方法ニ關スル件

ノ堀鑿ニ移ルヲ要ス若シニ部ニ分チ難キ場合ハ交通上支障ナキ完全ナル
 設備ヲ爲スカ又ハ夜間交通杜絶シタル際工事ヲ施行スルモノトス
第二十七條 人家ノ軒先ニ接近シテ延長堀鑿ヲ行フトキハ完全ナル棧橋ヲ架
第二十九條 鋪裝セサル道路ノ堀鑿ハ先ツ路面ノ砂利ヲ取り次ニ衣土三寸以上ヲ採掘シ割栗道、大玉石道ニ在リテハ其石材ヲ取纏メ何レモ下層土ト
第三十條 混合セサル様區分シ交通上支障ナキ位置ニ積置クモノトス
第三十一條 鋪裝道路ノ堀鑿ハ故障突發ノ場合ノ外道路課區出張所員ノ立會ヲ
 求メ打合セニ後ニ非サレハ其工事ニ著手スルヲ得ス
第三十二條 遵守スヘキモノトス
 一、鋪裝路面ハ歩車道ノ別ナク叮嚀ニ取毀シ殊ニ鋪木、鋪石、混擬土板等
 ヲ損傷セサル如ク注意シ其發生材料ハ指定場所ニ運搬整頓ス
 二、堀鑿方法ハ溝堀トシ(ハ断面ノ幅ニ建柱類ノ爲ニハ断面トス)全體ヲ切開キ決シテ鋪裝面又ハ其基礎ヲ殘存シ側堀又ハ隧道堀ヲ爲スヘカラス
 三、鋪裝面及基礎混擬土ノ取毀シハ作業ニ支障ナキ最小限度ノ幅員ニ一方ヨリ混擬土破碎機又ハ鑿類ヲ以テ小部分宛取毀シ周圍ニ損傷ヲ生シタルハ其部分ハ全部取毀シヲ要ス

四、坑深地質等ニ應シ適當ナル土留工施シ殊ニ作業間排水ニ注意シ周圍基礎下ノ弛ミヲ豫防スルヲ要ス

第五章 跡埋工事施行方法ニ關スル件

第三十三條 鋪裝セサル道路ニ在リテハ堀坑内ニ溜水アルトキハ之ヲ排除シ
 下層土ヨリ順次埋戻ヲ爲シ各層厚約五寸毎ニ木蛸ヲ以テ確實ニ逐層搗固
 ヲ爲シ最後ニ衣土厚三寸ヲ覆ヒ堀坑幅ノ如何ニ依リ搗固又ハ輾壓ヲ行ヒ
 タル後砂利厚二寸ヲ敷均シ更ニ搗固又ハ輾壓ヲ加ヘ在來路面ト高低ナカ
 ラシメ工事直後ニ於テ雨雪ニ會スルモ步行車行及路面ノ排水ニ支障ナキ
 様強固且平滑ナル路面ヲ完成スルモノトス但シ割栗石大玉石等ノ基層ヲ
 有スル道路ニ在リテハ其施行ニ關シ第一道路課出張所係員ノ指揮ヲ受ク
 ルモノトス(本條以下第三十五條迄大正十四年十二月八日改正及追加)
第三十四條 埋戻シノ爲ニスル逐層搗固作業ハ左ノ要領ニ從ヒ最モ確實ニ施
 行スルモノトス
 (イ) 木蛸ハ同時埋戻一面坪ニ對シ一個ノ比率ヲ以テ必要數ヲ準備シ其
 全蛸數ニ應シ搗固專業ノ作業手ヲ配置シ之ニ責任アル指揮者ヲ附ス
 (ロ) 搗固前ニハ確實ニ地均シヲ爲シ各層共入念ニ搗固ヲ行フモノトス
 其程度ハ兩所掛ニテ中徑約二分一吋鐵棒ノ類以テ穿通セシムルトキ深
 サ五寸以上ニ達セサルコトヲ要ス

第三十五條 泥質地其他湧水甚シキ個所ノ跡埋ニ於テ下層部ノ撓固困難ナルトキハ上層少クモ三尺ハ濕潤ナラサル良土ヲ用ヒ逐層搖固ヲ確實ニ行フカ又ハ割栗石、大玉石等ノ基層ヲ設ケル等路面沈下ノ防止ニ關シ十分注意スルコトヲ要ス

第三十六條 跡埋ノ際ハ附近路面ノ殘土攝取リヲ完全ニシテ泥濘ノ禍根ヲ残ササルヲ要ス尙若シ泥濘ヲ來スカ如キ個所ニ對シテハ適宜砂利敷ヲ爲スモノトス

第三十七條 埋戻シ土砂中ニハ木片、塵芥其他腐蝕スヘキ有機物ヲ混入スヘカラス

土留工材ハ埋戻ノ際之ヲ撤去スルモノトス若シ土壤ノ弛ミ又ハ崩壊ノ虞アル部分ハ埋殺シトス但シ此場合ハ路面下四尺以上ノ深サニ於テ切斷スヘシ

(大正十五年七月二十七日追加)

第三十八條 鋪裝道路ノ跡埋工事ハ第三十三條ト同一方法ニ據リ比隣鋪裝下ノ地盤ニ弛ミヲ生セシメサル様厚三寸毎ニ逐層撓固ヲ特ニ入念ニ施行シ路面下三寸ニ達セシメ其上層ニ八分目以下ノ篠砂利三寸ヲ敷均シ土砂目潰シヲ施シ路面形ニ倣ヒ撓固メ一時交通ニ支障ナカラシムルモノトス

(大正十五年七月二十七日改正)

電氣事業法抜萃

電氣事業法（明治四十四年三月三十日）

第十五條 電氣工作物相互間及電氣工作物ト其他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害ヲ防止スル爲メ必要ナル施設ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法施行規則抜萃

遞信省令第九十一號（大正八年十一月二十日）

第一條 電氣事業者及瓦斯事業者カ同一建物内ニ設置スル電線ト瓦斯傳送用金屬管（以下瓦斯管ト稱ス）トハ五寸以上離隔スルコトヲ要ス工事上前項ノ距離ヲ離隔スルコト能ハサル場合ニ於テハ電線ト瓦斯管トノ間ニ絕緣性ノ隔壁ヲ堅固ニ設ケルカ又ハ一尺以上適當ノ長サ有スル碍管内ニ電線ヲ藏ムルコトヲ要ス

第一項ノ距離ヲ隔離シ又ハ前項ノ施設ヲ爲スハ後ニ工事ヲ爲ス者ノ義務トス其同時ニ工事ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者間ノ協議ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第二條 地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）又ハ遞信局長

ハ電氣事業者又ハ瓦斯供給事業者ニ對シ前條ノ規定ニ抵觸スル工作物ノ改修ヲ命スルコト得

第三條 第一條第二項ノ施設及前條ノ改修工事ハ關係工作物設置者ニ通知シ其立會ノ上之ヲ爲スコトヲ要ス

第一條第一項ニヨリ五寸以上三尺以内ノ距離ニ電線又ハ瓦斯管ヲ設置セムトスル工事ハ後ニ工事ヲ爲ス者ニ於テ工事着手ノ前日迄ニ工事ノ場所、日時、關係部分工事方法ノ概要ヲ關係工作物設置者ニ通知シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ施設又ハ工事ヲ爲シタル者ハ逕滯ナク其旨地方長官及遞信局長ニ届出ツルコトヲ要ス

第四條 第一條第二項ノ施設及第二條ノ改修ニ要スル費用ハ後ニ工事ヲ爲シタルモノノ負擔トス其同時ニ工事ヲ爲ス場合又ハ工事前後不明ナル場合ニ於テハ當事者間ノ協議ニ依リ費用ヲ分擔スヘシ協議調ハサルトキハ之ヲ等分スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依ル通知若クハ届出ヲ怠リ又ハ地方長官若クハ遞信局長ノ發スル改修命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六條 本令ノ規定ハ建造物ニ於テ電氣事業以外ノ者カ強電流電線ヲ設置ス

ル場合瓦斯供給事業以外ノ者カ瓦斯管ヲ設置スル場合ニ之ヲ準用ス

市街地建築物法施行規則抜萃

内務省令第十七條（大正九年十一月九日）

第三十三條 壁附爐ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一、爐胸ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建物ニ在リテハ上部ヲ積出シト爲ササルコト

二、薪炭ヲ使用スル壁附爐ニ在リテハ焚口下及其前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其他ノ壁附爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取附ケサルコト

三、壁附爐ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚サハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上其他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメントモータル」ヲ以テ塗ルコト

四、煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其屈曲部ニ掃除口ヲ設クルコト
第三十四條 三階建ノ木造又ハ木骨建造物ノ壁附爐ハ其爐胸ヲ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ

- 第三十五條 煙爐、竈、風呂竈類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其最短部ニ於テ二尺以上ト爲スヘシ但煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲ササル限り三尺以上ト爲スヘカラス
- 第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未滿ナルトキ亦同シ
- 第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金属以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ
- 第三十八條 金屬製煙突ハ木材其他燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但厚サ三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此限ニ在ラス
- 第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ホス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

都市計畫法

(大正八年四月四日)
法律第三十六號

改正略符(大正十五年三月法律第三八號
(は)昭和六年三月同第ニ二號)

- 第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村區ノ域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ亘リ施行スヘキモノヲ謂フ(は)
- 第二條 都市計畫區域ハ市又ハ前條ノ町村ノ區域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス
- 第三條 主務大臣必要ト認ムルトキハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ前項ノ區域ニ拘ラズ都市計畫區域ヲ決定スルコトヲ得(は)
- 第四條 都市計畫委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス
- 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非

サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セルムルコトヲ得
リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ共

公團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス
主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著
シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部

又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘ
キ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課ス
ルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市カ營業稅、雜種稅又ハ
家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

一 地租割 地租百分ノ九以内

二 营業收益稅割 营業收益稅百分ノ二十二以内(い、ろ)

三 营業稅、雜種稅又ハ家屋稅 各府縣稅十分ノ四以内

四 特別地稅 貨貸價格千分ノ三・四以内(い、ろ)

五 其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ(い)

營業收益稅割ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本
利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畠ニ對スル地租割ノ
賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畠ノ貨貸價格ニ對スル比率ヲ超
ユルコトヲ得ス(い、ろ)

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第
六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノ
ハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、
變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ
都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外土地ノ狀況
ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲特ニ地區ヲ指定スルコ
トヲ得

第十一條 第十六條第一項ノ土地ノ境域内又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ指定
スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシ
テ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三条 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム

前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四条 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五条 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム(ろ)

第十六条 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナル

モノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收容又ハ使用スルコトヲ得

第十七条 土地區劃整理ノ爲又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整

理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第十八条 前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十条 土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一條 第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付特ニ必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作

爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時數ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正八年十一月二十七日勅令第四百八十一
一號ヲ以テ大正九年五月一日ヨリ施行)

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三十六號竝之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル

都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ抵觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三十三條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第百八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ

支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則(い)

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業収益稅割ニ關スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス
營業稅法廢止法律ニ依リト免除セラルル營業稅額ハ大正十五年度分國稅營業稅割ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

附 則(ろ)

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ改正規定ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和六年度分ニ付テハ第八條ノ改正規定中百分ノ九トアルハ百分ノ八、千分ノ三・四トアルハ千分ノ三・二トス

昭和六年度分ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

附 則(は)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和八年五月一日勅令第八十三號)
(ヲ以テ昭和八年五月十日ヨリ施行)

(大正八年四月四日
法律第三十七號)

市街地建築物法

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得
第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地城内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地城内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛

生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ヘ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リノ

建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ當該スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物力其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲タル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額

決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲タル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲タル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

前條ニ掲タル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地ト特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

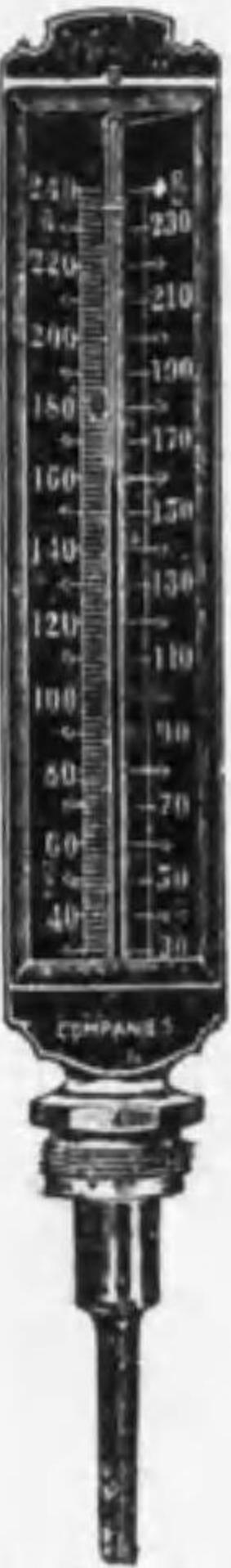
第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ
道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正九年十一月十七日勅令第五三九號)

商工省御検定済

示度正確 (型體・溫度御注文ニ應ズ)



瓦斯成分試驗器類
分析室用品一切



筒井理化器械店

東京市下谷區入谷町145
電話根岸(87)895・振替東京73420

◆先づ「カタログ」を◆

新案特許 筒井式自動蒸餾水製造器
(瓦斯用)

湯沸はデュ・ピタ

便利・經濟



水がすぐ飲湯に風呂に臺所に
洗物に又は蒸し物・殺菌・工業
用に蒸氣が利用出来ます

只一臺で

株式會社 北辰商會營業所
東京京橋横町二、三電京二〇九〇

度量衡法

明治四十二年三月八日法律第四號

改 大正八年四月十日法律第五十號

正 大正十年四月十一日法律第七十一號

第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス
メートルハ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ
示ス所ノ長トス
キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス

第二條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ
依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原
器ニ依リ之ヲ現示ス

第四條 溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量
衡又ハ度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

第五條 第二條ニ掲タル度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス
農商務大臣ハ前項ノ原器ニ依リ製作シタル副原器ニ組ヲ以テ前項ノ原器ニ代
用ス

副原器ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス

第五條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上之ヲ用ウルコトヲ得ス

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル者ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外其ノ検定ヲ受クヘシ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタル者ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外其ノ検定ヲ受クヘシ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一 檢定證印ナキモノ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

三 變造シタルモノ

四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五 命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第六條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第六條ノ三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第六條 商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條 度量衡器ノ製作、修覆、取締及其ノ使用ノ制限竝度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ二 當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノ、表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下の罰金ニ處ス

一 第八條、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者

二 度量衡ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下の罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケシテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ミタル者

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下の罰金又ハ科料ニ處ス。

第一 第五條ノ二ニ違反シタル者

二 當該官吏ノ訊問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ

之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者

第十六條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修覆若ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ存スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六乃至第八條ノニ、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ準用ス
第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
刑法施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル
本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ効力ヲ有ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 (大正八年法律第五十號ノ分)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
從來慣用ノ度量衡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用ウルコトヲ得
本法施行前検定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定又ハ

明治四十二年六月二十五日勅令第百六十九號

正改

大正五年五月九日勅令第百二十七號
大正九年六月二十三日勅令第百九十二號
大正十年四月二十六日勅令第百七十六號
大正十三年三月三十六日勅令第百號
昭和三年五月十五日勅令第百二十七號
昭和三年九月十一日勅令第二百二十九號

第一條 土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウル度量衡器ニ付テハ度量衡器第三條第一項ノ規定ニ依ルノ外尙其ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度
土地又ハ水面ノ面積
アール 百平方メートル
ヘクタール 百アール
海面ニ於ケル長
海里 千八百五十二メートル

量

液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量
ミリリットル リットルノ千分ノ一
デシリットル リットルノ十分ノ一
リットル 立方デシメートル
ヘクトリットル 百リットル
キロリットル 千リットル

衡

寶石ノ重量

カラツト

二百ミリグラム

第一條ノ二 度量衡法第三條第一項及前條ニ規定ムル度量衡中其ノ名稱ノ略字
ヲ定ムルコト左ノ如シ

度	ミクロン	μ
度	ミリメートル	mm 又ハ耗
度	センチメートル	cm 又ハ釐
度	デシメートル	dm

量	メートル	m 又ハ米
	キロメートル	km 又ハ糸
量	アール	a 海
	ヘクタール	ha 沖
量	立方センチメートル	cc
	ミリリットル	ml
量	デシリットル	dl
	リットル	l
量	ヘクトリットル	hl
	キロリットル	kl

衡	ミリグラム	mg
	グラム	g
衡	キログラム	kg
	トン	t
衡	又ハ瓦斯	又ハ瓦斯
	又ハ瓦斯	又ハ瓦斯

第一條ノ三 度量衡法第四條ノ規定ニ依リ計量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 力ノ單位ハメガダイントス

メガダインハ一キログラムノ質量ノ物體ニ働くトキ一秒ニ付每秒十メート

ルノ速度ノ増加ヲ與フル力ヲ謂フ

力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用ウルコトヲ得一重量キログラムハ之ヲ
○、九八メガダイントス

二 壓力ノ單位ハバールトス

バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受ケル壓力
ヲ謂フ

壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用ウルコトヲ
得平方センチメートルニ付一重量キログラムハ之ヲ○、九八バールトス

バールハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

仕事ノ單位ハジユールトス

ジユールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體
ヲ動カストキ爲サル仕事ヲ謂フ

仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用ウルコトヲ得一キキログラムメ

三

一トルハ之ヲ九、八ジユールトス
工率ノ單位ハキロワットトス

キロワットハ一秒ニ付千ジユールノ工率ヲ謂フ

密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス
溫度ノ單位ハ度トス

溫度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツ
アル純粹ノ水ノ溫度ヨリ一、〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸
氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ生スル壓力ノ增加ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其
ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ

融解シツツアル純粹ノ水ノ冰ノ溫度ハ之ヲ零度トス
度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得

前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ八萬六千四百分ノ一ヲ謂フ

第一條ノ四 前條ニ規定スル單位ノ倍數若ハ分數ノ名稱又ハ前條ニ規定スル單

位ニ依リテ定ムル他ノ計量ノ單位ハ商工大臣之ヲ定ム

第一條ノ五 度量衡法第二十條ノ規定ニ依リ計量器ヲ定ムルコト左ノ如レ

一 晴雨計以外ノ計壓器
二 浮秤

物體ノ膨脹ニ依ル溫度計
生絲織度検定器

四 三
五 乳脂計

第一條ノ六 第一條ノ三及第一條ノ四ノ規定ニ依ル單位ニ依リ計量スヘキ狀態又ハ能率ト異ル狀態又ハ能率ニ關シテハ任意ノ計量ノ單位ヲ用ウルコトヲ得第一條ノ七 輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ第一條、第一條ノ三若ハ第一條ノ四又ハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ト雖之ヲ用ウルコトヲ得但シ輸入ニ係ル商品ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラス前項但書ノ規定ハ輸入ニ係ル商品ヲ更ニ輸出スル目的ヲ以テ販賣スル場合ニハ之ヲ適用セス

第二條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ業ヲ營マムトスル者ハ商工大臣、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クヘシ
度量衡器ノ製作ノ免許ハ度量、量器又ハ衡器ニ付各別ニ之ヲ受クヘシ
計量器ノ製作ノ免許ハ玻璃製溫度計及浮秤ト其ノ他ノ計量器トニ付各別ニ之ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ度量衡器又ハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 度量衡法第十四條ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル者但シ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 三 度量衡法ニ依リ營業免許ヲ取消サレタル後二年ヲ經サル者及營業停止中ノ者
- 四 前二號ニ掲ケタル者ノ同居者、雇人其ノ他ノ從業者ノ辨償ヲ終ヘサル者
- 五 法定代理人ニ依リ免許ヲ出願シタル場合ニ於テ其ノ法定代理人人カ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同ニ免許ヲ受ケタル者ニシテ第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
法定代理人人カ第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ法定代理人人ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ左ノ身元保證金ヲ供託スヘシ

度器、量器又ハ玻璃製溫度計及浮秤ノ製作

二千圓

衡器又ハ玻璃製溫度計及浮秤ノ製作

五千圓

前項ノ身元保證金ハ國債證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第五條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ノ期間八十五年トス

第六條 度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ免許ノ區別ニ從

ヒ度量衡器又ハ計量器ノ修覆及販賣ノ業ヲ營ムコトヲ得

度量衡器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ取緒、皿紐、鉤純及錘絲ニ付桿秤ノ修

覆ノ業ヲ營ムコトヲ得但シ金屬ニ係ル修覆ハ此ノ限ニ在ラス

量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ乳脂計ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ、衡器ノ

製作ノ免許ヲ受ケタル者ハ生絲織度検定器ノ製作、修覆及販賣ノ業ヲ營ムコ

トヲ得

第七條 度量衡器ノ検定ハ之ヲ分チテ甲種検定及乙種検定トス
左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニ付行フ検定ヲ甲種検定トス

一 鋼鐵製卷尺、縮尺又ヘ二分ノ一ミリメートル以下ノ目盛アル度器

二 目盛アル玻璃製杆及化學用量器

秤量ニ於テ其一萬分ノ一以下又ハ一ミリグラム未滿ノ重量ヲ感スル天秤
重量十ミリグラム未滿ノ分銅及之ヲ含メル粗分銅
瓦斯「メートル」
六 水量「メートル」

前項以外ノ検定ヲ乙種検定トス

第八條 度量衡器ノ甲種検定ハ商工大臣之ヲ行ヒ乙種検定ハ地方長官之ヲ行フ
計量器ノ検定ハ商工大臣之ヲ行フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ検定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及

第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者輸出若ハ移出スヘキ
度量衡器、取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルト
ノ指定シタル用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入移入又ハ修覆シタルト
キ

二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ非スシテ取引若ハ
證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルト
キ

三 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル桿秤ノ修

覆ニシテ其ノ取締、皿紐、鉤紐又ハ錘絲ノ金屬ニ係ラサルトキ

四 水道事業者水量「メートル」ニシテ検定ノ有效期間内ニ在ルモノヲ修覆

シタルトキ

五 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ製作

輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

前項第四號ノ修覆ノ範圍ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器又ハ計量器左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之

テ合格トス

一 第一表又ハ第二表ノ種類ニ屬シ商工大臣ノ定ムル構造ニ關スル規定ニ適合シ且其ノ器差第三表又ハ第四表ノ公差ヲ超エサルモノ

二 特殊ノ種類又ハ構造ノモノニ在リテハ特ニ商工大臣ノ定ムル規定ニ適合スルモノ

第十條ノ二 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ検定ノ有效期間ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ有效期間ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ期限ヲ表示シタル検定證印ヲ附ス

第十一條 檢定證印アル度量衡器ニシテ検定ニ合格セサルトキハ其ノ検定證印

ヲ除去シ又ハ之ニ消印ヲ附ス

第十二條 商工大臣必要ト認ムルトキハ度量衡器ノ製作、修覆ノ方法若ハ材料ヲ指定シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條 度量衡器ノ取締ハ之ヲ分チテ第一種取締及第二種取締トス

業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付検査ヲ行フヲ第一種取締トス

前項以外ノ取締ヲ第二種取締トス

第十四條 度量衡器及度量衡ノ計量ノ取締ハ地方長官之ヲ行フ

地方長官ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ取締ノ執行ヲ補助セシメ又ハ

第二種取締若ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

商工大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

第十五條 第一種取締ニ於テハ度量衡法第八條各號ニ該當セサル度量衡器ニ検査證印ヲ附ス

第十六條 度量衡法第八條第四號ノ公差ハ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二分ノ三分トシ第十條第二號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ

商工大臣ノ定ムル所ニ依ル但シ第十條第一號ノ規定ニ依リ合格ト爲シタルモノノ中陶器枠、磁器枠及琺瑯塗リ枠ニ在リテハ第三表ノ公差ノ四分ノ五、木製枠雜用ノモノ、自働秤及計壓器ニ在リテハ第三表又ハ第四表ノ公差ノ二倍トス

第十七條 第八條第一號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ検定證印ナキモノト雖同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ從ヒ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第九條第一號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スル度量衡器ハ其ノ用ニ供スル場合ニ限り検定證印ナキモノト雖取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得
第九條第三號ノ場合ニ該當スル桿秤ハ其ノ修覆ヲ爲シタル後検定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得
第九條第四號ノ場合ニ該當スル水量「メートル」ハ其ノ修覆ヲ爲シタル後検定ヲ受ケサルモノト雖之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得
第九條第五號ノ場合ニ該當スル度量衡器ハ検定證印ナキモノト雖之ヲ販賣シ

又ハ販賣ノ爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ二 晴雨計、浮秤ニ非サル密度計量器及物體ノ膨脹ニ依ラサル溫度計ハ取引上又ハ證明上ニ於ケル壓力、密度又ハ溫度ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スルコトヲ得

第十七條ノ三 商工大臣ハ度量衡器ノ検定又ハ第九條但書ノ許可ニ關スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得
第十七條ノ四 第五條、第九條、第十條ノ二乃至第十五條、第十七條及前條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用ス

第十七條ノ五 本令中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

附 則 (明治四十二年勅令第百六十九號ノ分)

第十八條 本令ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本令施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ハ其ノ免許ノ區別ニ從ヒ效力ヲ有ス但シ本令施行後更ニ免許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第六條第二項ノ規定ハ本令施行前度器又ハ量器ノミノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ニ之ヲ適用セス

第二十條 本令施行前ヨリ「ヤード、ポンド」法度量衡器ノ販賣ノ業ヲ督ム者ニハ明治四十二年九月三十日迄度量衡法第十四條第一號ノ規定ヲ適用セス

第二十一條 本令施行前検定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定證印ト看做ス

第二十二條 明治三十年勅令第百十六號ニ依ル檢定證印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及效力ヲ失ヒタル檢定ニ係ルモノハ其ノ證印ナキモノト看做ス五厘未滿又ハ一ミリメートル未滿ノ日盛アル度器

全量ノ十分ノ一未滿ノ日盛アル量器

五毛以下又ハ五ミリグラム以下ノ分銅

第二十三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用量器瓦斯「メートル」又ハ水量「メートル」ニ在リテハ明治四十三年十二月三十一日迄、「ヤード、ボンド」法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セス但シ検定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三十日迄ニ前項ノ「ヤード、ボンド」法度量衡器ヲ検査シ之ニ合格シタルモノニハ證印ヲ附セシムヘシ但シ瓦斯「メートル」及水量メートルニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ス
前項ノ検査ハ之ヲ検定ト看做ス

第二表 計量器
(二)量器ノ公差
瓦斯「メートル」

表ハス量ノ百分ノ二

度量衡法施行細則

第三章 構造

第二十四條 度量衡法施行令第十條第一號ノ度量衡器又ハ計量器ノ構造ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 度器又ハ升ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ二分ノ一、十分ノ一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ十分ノ一、十倍若ハ百倍ト爲スヘシ

第二十六條 度量衡器又ハ計量器ニハ損傷及伸縮シ難キ材料ヲ用ウヘシ

第二十七條 度量衡器又ハ計量器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セサル方法ニ依リ明瞭ニ之ヲ附スヘシ

第二十八條 檢定證印ヲ附スヘキ度量衡器又ハ計量器ノ部分ハ附印ニ妨ナキ構造ト爲シ若シ其ノ部分カ附印シ難キ物質ナルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ部分ニ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ緊著スヘシ

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十八條及前條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

瓦斯「メートル」

瓦斯「メートル」ハ乾式又ハ濕式ト爲スヘシ

瓦斯「メートル」ノ外函ハ金屬製ト爲シ其ノ外部ヨリ容易ニ内部ノ機械又ハ其ノ作用ヲ變更シ得サルモノト爲スヘシ

瓦斯「メートル」ニ一定ノ壓力ノ瓦斯ヲ通過セシメ其ノ排出スル瓦斯ニ點火シタル場合ニ其ノ火焰ニ煽リヲ生セサルモノト爲スヘシ

瓦斯「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號
ロ 製作、輸入、移入又ハ修覆ノ番號（修覆ノ番號ハ製作、輸入、移入
合ニ限り之）
(ヲ附スヘシ)

ハ 計量囊又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量
ニ 「アセチリン」瓦斯ノ計量ニ使用スルモノニハ其ノ旨ノ表示

瓦斯「メートル」ニハ其ノ大サノ種別ヲ表示スル爲慣行ニ依リ燈數又ハ一時間ノ瓦斯ノ通過量ヲ表記スルコトヲ得

五ノ二 乾式瓦斯「メートル」ハ前各號ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコト
(ヲ要ス)

イ 計量囊ノ伸縮ヲ爲ス部分ニハ揮發シ難キ油ヲ塗布シタル柔軟ナル革ニシテ容易ニ漏洩若ハ硬化セサルモノ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ材料ヲ用ウヘシ

ロ 「フラッゲロッド」ト「フラング」又ハ「リンク」トノ取附ケ部分ハ嵌メ込ミト爲シ且鐵及止メ錨ヲ以テ堅著シテ離脱シ難キ構造又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ構造ト爲スヘシ

六 濕式瓦斯「メートル」ハ前各號（第五號ノ二ヲ除ク）ノ外左ノ規定ニ適合ス